

午前十時一分 開議

○古川委員長＝ただいまから文教厚生常任委員会を開催いたします。

本日の審議に当たり、お手元に本委員会に付託された全議案・請願一覧及び執行部提出による議案の説明要旨と「請願・陳情に対する現状と対策」を配付しております。

これより質疑に入ります。

通告に従い、順次発言を許可します。

○古賀陽三委員＝皆さんおはようございます。それでは、早速質問に入りたいと思います。

まずは子育て支援についてということです。

県は「子育てし大県『さが』プロジェクト」に平成二十七年度から取り組まっています。昨年十一月議会でも、この「子育てし大県『さが』」について質問をさせていただきました。平成二十七年度からスタートしたプロジェクトがちょうど十年目を迎えたと、そういった節目の年でもありましたので、質問させていただいたわけなんですが、本当に予算規模も大きくなつて、事業数も増えました。進めていくことも必要だろうというようなことを思つておりますが、一方で、十年目を節目にプロジェクトを振り返る必要があるんだどうとも思つたところがありました。

その中で、「子育てし大県」、本当によく耳にするようになったなというよう私自身は感じております。ただ、私の前に質問した方がいらっしゃいました。その際、知事の答弁で、「子育てし大県『さが』」の認知度が四三・九%というようなことを答弁されていました。この数字だけとらえれば、高いほうではないかなといったようなことを感じたわけなんですが、先月、決算特別委員会が開かれまして、その際、私も勉強会にておりました。資料を見たところ、県が行つた調査、令和六年度は先ほど申し上げた四三・九%。ただ、

前年度の令和五年度が五六%となつていまして、十ポイント以上減少しているということに正直驚いたところであります。

たしか開始当初は七事業で三千六百万円ほどの予算だったと思ひます。昨年度でいえば、約八十の事業で十二億四千万円、少しづつ認知度は上がるものなのがなと思つておりましたけども、下がつていたというようなことありました。

ちなみに、令和七年度になりましたけども、令和七年度の認知度というのは今もう調査をされているのかお答えできますか。調査されているんであれば、数字を教えていただきたいというように思います。

○千綿こども未来課長＝令和七年度の調査のほうは実施しておりまして、認知度は四六・一%になります。

○古賀陽三委員＝四六・一%、さほど令和六年度とは変わつていないとようなことなのがなと受け止めました。

これは認知度が十ポイント以上下がつたりとか、ほとんど変わらなかつたといふところでありますけども、あまり認知度にこだわる必要はないんじゃないかなというふうに私自身は思つています。というのも、認知度にこだわるよりも、施策の内容や、県民の、特に子育て中の皆さんが施策をどう評価しているのかであつたりとか、一つ一つの事業が本当に必要とされているのか、本当に満足いつているのかといった満足度であつたりとか、本当に必要な事業なのか、そういうことが本来あるべき姿というか、大切にされる部分ではないかなと思つています。調査をするなら、そういうところをしっかりと調査してほしいなというように思つてゐるところであります。

あわせて、施策の事業規模を拡大するだけでなく、調査を踏まえてその効果を見極めながら、取組内容に見直しを加えていくことも重要だというように私は思つてゐます。

また、子育て支援においては、県が幾ら「子育てし大県」と旗振り役を務めても、市町の協力がなければなかなか進まないというように私は思っています。県だけで取り組むのではなく、県と市町が役割分担と連携をしながら支援の充実を図つていく必要があると思っています。この子育て支援については、

保育のことであつたりとか、市町の事業は相当あると私は思っています。先月末でしたか、佐賀市の待機児童の話が新聞で大きく取り上げられていました。国が毎年実施している放課後児童クラブの調査において、佐賀市が待機児童を少なく報告していたと、新聞で本当に大きく取り上げられていました。

昨日も、今朝の新聞にも載っていたんですけども、こういうように佐賀市が待

機児童の人数を正確に把握していないのであれば、待機児童の解消に向けた取組に影響を及ぼすと私は思っています。というのは、市町の調査を基に、県としても県全体の方向性とか、令和七年三月に策定をされた「佐賀県こども施策実行計画」、そういったものにも正確な数字が反映されないんじゃないかなと

いうように思っています。

そうしたこともあって、若干今日は質問させていただきたいと思いますが、まずは「子育てし大県『さが』プロジェクト」についてです。

「子育てし大県『さが』プロジェクト」の現在の取組状況についてなんですが、県ではこれまで、県民の声を踏まえて「子育てし大県『さが』」の実現に向けてこの十年、様々な取組を展開されてきたと思っていますが、現在の主な取組状況について伺っておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝「子育てし大県『さが』プロジェクト」は、子育ての当事者など現場の声を聞きながら、市町や子育て支援に関わる志を持つたCSOなど関係機関と連携し、佐賀県らしい取組を充実させてまいりました。

例えば、妊産婦が孤立せず、いつでも相談できる子育て相談アプリ「ママリ」による支援や、赤ちゃんが生まれた全ての家庭に、子育て支援情報「さが子育て

エール便」のお届け、また、子供の本物体験として、園児がSAGAアクアを体験する「SAGA Enjji Bashā」の開催などに取り組んできました。

また、今年度は新たに、男性の育休取得を促進する「SAGA PAPA育休アシスト奨励金」のほか、全府的には、中高生にビブリオバトルを通じて読書の楽しさを体感してもらう「SAGA本恋プロジェクト」であつたり、小中学生に県内就職につながる職業体験の場を提供する「SAGA×Out of KidZania 2025」にも取り組んでおります。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝今現在もいろんな取組をされているというようなことでありました。新しい取組であつたりとかというのは、そういう部分は進めていく必要がありますんだろうというふうに思いますけども、この評価ということが、昨年十一月議会の際にもお話をさせていただきました。

改めてですけども、このプロジェクトの評価についてということなんですが、

昨年質問したときに、この評価はすごく難しいと私は思っていますという発言をさせていただきました。というのは、八十事業に増えて、この事業の効果、そういう検証を行うことができるのかといったようなことを思つていて、行政が行うことを行ふことを何でもかんでも数字で示すということはできないかも知れない。ただ、十二億四千万円という予算を活用する中で、数値で評価できるものは数値で評価する必要があると思つていますし、できないものに関してはしっかりとアンケートをとるとか、そういうこともする必要があるんじやないかというようなことを申し上げました。

その際、当時、種村局長の答弁では、八十事業に膨らんで、それがどういうふうに目的に寄与しているのかとか、そういうところに関しては、実は正直言つてまだ検証できておりませんと。局内で、十年目を迎えるということで、

分析、検証をしようという議論はしておりますんすけれども、まだ実質そこまでいけていないというのが正直なところでございますと。言及されたアンケートとかも含めまして、検証方法については引き続き検討を続けてまいりたいということでありました。

ある意味真っすぐに、しっかりと答弁をいただいたと私は思いました。認めるべきは認めると。私はそういう姿勢が大事だというふうに思います。

今回の佐賀市の待機児童もそうですけども、何でしっかりとミスを認めないのかなというようなことを思つたりしていまして、やつていいならやつていないと認めるということは必要だと思うし、ある意味そういったところは評価ができるんじゃないかなと思つています。

そうしたことを踏まえて、改めてですけども、県はこのプロジェクトをこの一年間を通じてどういうふうに評価されたのかということを伺つておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝このプロジェクトは、佐賀で楽しく子育てをしてほしい、佐賀で生まれた子供たちには佐賀に誇りを持って骨太で健やかに成長してほしいという思いで取り組んでおります。

これまでの取組の評価としては、例えば、子育て相談アプリの「ママリ」に

ついては、子供が生まれた全世帯に登録を呼びかけており、約一万二千人が登録しています。子育て情報を発信する「子育てし大県LINE」については、約三万四千人が登録しています。また、SAGAアクア体験会「SAGA ENjIi BaShA」は、年々参加園も増え、今年度は全市町から百十六園、約二千三百人の園児が、世界基準の施設を体感したという状況で、子育て支援や子供たちの骨太で健やかな成長を支えているものと考えております。

事業実施に当たっては、これまでも利用者の声や事業の必要性、効果を総合的に判断し、例えば、子育て世帯への吉野ヶ里歴史公園招待券の配布終了や、

「私がウエディングストーリー」の事業縮小など、見直しを行つてまいりました。

今後も、子育て世代の実情に目を向けながら、市町やCSOなど関係機関と連携し、必要な見直しを加えてまいります。

また佐賀県は、子供の割合が全国二位であり、合計特殊出生率も全国六位です。また、民間企業が行つた全国調査でも子育てのしやすさ自慢一位となるなど、子育てしやすい県との評価を得ているものと認識しております。

こうした評価は、佐賀で安心して楽しく子育てがしたいと思つてもらえる環境づくりに取り組んできた「子育てし大県『さが』プロジェクト」も一定寄与しているものと考えております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝今答弁をいただきました。実施すべきはしながら、縮小という言葉もありました。やっぱりそういう見直しがすごく大事だと改めて思っています。というのは、健康福祉部関係とか教育関係に携わる皆さん方の事業というのは、県民に寄り添う事業が多いと思つています。一度始めたらなかなか止まることができない、止めることができないというような部分もあるんだろうというふうに思います。

その中で、どんどん事業だけが増えていくことであれば、なかなかそれだけではいけないと思つていまして、やっぱりどこかで判断をする必要も出てくると思います。そこでは、この十年を節目に、今まで行つてきた事業はどういった成果があつたのか、どういった評価を受けているのかというようなことで、先ほど課長の答弁の中でも縮小もあつたというようなこと。国に任せることはしっかりと国に任せていく必要もあるだろうし、市町に対して任せせる部分はしっかりと任せていく必要、そして、県として本当に担うべきものは何なのかというような判断をしっかりとしながら、引き続きこういった事業を

進めていっていただきたいということを申し上げておきたいと思つております。

その中で、最初に佐賀市の放課後児童クラブの待機児童について触れさせていただきました。十一月末、そして昨日、今日と、本当に大きく報道がなされています。なかなか県として答えられる部分はそんなに多くはないというふうに思いますが、一旦ここで確認を込めて質問させていただきたいと思いま

す。

まずは、待機児童の全国調査についてということなんですけれども、国の調査の概要、そして、調査の対象となる待機児童数の定義はどうなつているのかお伺いいたします。

○千綿こども未来課長＝放課後児童クラブの対象児童については、国の基準である小学校に就学している児童を参考に、実施市町が条例で定めることとなつております。

放課後児童クラブの実施状況調査は、国が全国の市町村を対象に毎年実施しております、待機児童数も調査項目の一つとされております。

この調査における待機児童の定義は、市町が条例で定める対象児童について、利用申し込みをしたが利用できなかつた者とされております。

これに対し佐賀市は、放課後児童クラブの対象児童を、条例では「小学校に就学している児童」（一～六年生）と規定しておりますが、一方で、国の調査には、高学年（四～六年生）の待機児童の状況を一部把握しないまま回答されていましたのでござります。

○古賀陽三委員＝まさに国の基準に基づいてといふところになると思います。

私も見ましたら、これは「こども家庭庁」のホームページですけれども、放課後児童健全育成事業、これは放課後児童クラブのことなんですけれども、児童福祉法第六条の三第二項の規定に基づき、保護者が労働等により昼間家庭にいな

い小学校に就学している児童どうたわれています。これははつきり一年生から六年生というようなことが分かること思います。

また、佐賀市のこととも触れていただきましたけども、佐賀市も「佐賀市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」の第四条、「放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて」と、自ら定めてあるんですね。にもかかわらず、そこの調査が漏れていたというようなことなんですね。

これは国と市だけの問題ではないと思っていて、特に国といふものは、市町の調査を国に上げると。国は全国から上がつてきた数字を基に、予算であったりとか施策の方向性というものを決めていくと思つていますし、県も市町の調査を基に「佐賀県こども施策実行計画」を定めてあると思つています。であれば、その前提が変わることになつてくるんですね。

その中で、これは新聞記事ですけども、佐賀市が、受け入れられないのに申請してもらうことが申し訳ないと考え、こうした対応を続けていたと。十一年にわたつて続けていたんですね。こういったものを見ていると、もともと佐賀市として待機児童を把握するつもりがあつたのかと思つてしましますし、待機児童の解消に本当に努める気があつたのかなといったようなことを私は思つています。

もつと言えば、校区ごとに対応が違うということであれば、同じ佐賀市に住んでいても不公平感が出てくるんだろうと思つています。もつと言えば、行政同士でもそこは問題があると思つていますし、これは受付がされていない、受付ができないということで、保護者の立場に立つたときに、中には、仕事の時間短縮せざるを得ない家庭もあつたやに聞きます。もつと言えば、仕事を辞めようかなと、辞めざるを得ないんじやないかなといった判断をしなければならない家庭もあつたんではないかなと私は思つています。

そういう意味では、今回、佐賀市はいろんな理由を並べてありますよね。

先ほど申し上げたように、入れないのに申し込みしてもらうのは申し訳ないとか、正直なところ理由にならないんですね。議会での答弁も非常に混乱を招いたというような説明を、認めるべきは認めればいいんでしようけども、なかなかかそういった状況にないと思つていて、やっぱりこの調査の在り方については私は問題だというように思つています。

今回の佐賀市の対応に関する県の受け止めというものをここで伺つておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝佐賀市においては、昨日市議会で答弁されており、令和八年度の放課後児童クラブの新規受付について、全学年を対象として受け付けできるよう準備するとされております。

国の調査への回答については、佐賀市において今後しっかりと対応していくものと考えております。

○古賀陽三委員＝これから一応対応するということで、今回、一年生から六年生まで調査の範囲を広げるということであろうと思います。

今回、佐賀市のみがそういった調査をということで記事になつておりますけれども、今、県内、他の市町はきちんと一年生から六年生まで調査がなされているのかということを改めて確認しておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝県内の佐賀市以外の市町におきましては、条例どおり把握されているというふうにうちのほうも把握しております。（「違う」と呼ぶ者あり）

○古賀陽三委員＝若干、今周りから、違うといったような声も聞こえておりますけども、間違いないですか、課長。現時点ではそこしか答弁ができないというふうに思つますので、そこは認識の違いがあるかと思います。

改めて、間違いないかということだけ確認をさせていただきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝県のほうで確認した中では、条例に沿つて対応されているということで聞いております。（「本当に調べたんか、これ」と呼ぶ者あり）

○古賀陽三委員＝次に行きたいと思いますが、いろんな声が飛んできていますので、改めてしつかり確認をしていただきたいというふうに思います。最初、それぞれの市町の条例で定めることができることだったのでもしかしながら条例上、四年生以降はほかの市町でも調査をされていないというようなことになるかもしれませんけども、確認をしていただきたいと思います。

この調査の仕方なんですが、どういうふうにやつてあるのかなと思っていまして、県から文書を各市町に出して、例えば、一年生から六年生まで把握をしてくれというようなことになつているのか、あくまでも条例に基づいた上で調査をしてくれというのか。取り方も、一年生から六年生までまとめて県に報告を上げてもらうのか、それとも学年ごとに、一年生は何人、二年生は何人、三年生は何人待機児童がいるというようなやり方をやってあるのか。そもそも県として、各市町にどういった調査のかけ方をしてあるのかとこうことを伺つておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝まず、この調査につきましては、国の「こども家庭庁」の調査であります、「こども家庭庁」の調査様式を市町にお送りして、それを市町のほうから回答いただいて、県を通じて国のほうに提出しているという形でございます。

先ほど、例えば、待機児童の中で一年生は何人待機がいるのかとか、そういうことになるかと思いますけど、それに関しては、各学年ごとに待機児童数を回答するような回答の様式になつております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝そしたら、国から直接市町に行くということなんですかね。

○千綿こども未来課長＝國の調査様式を県のほうからお送りして、それを市町が回答して県のほうに提出して、それを県を通じて国に回答するという形です。

すみません、失礼いたしました。

○古賀陽三委員＝そしたら、市町から一旦県に上がつてくるということ。それは県としてはしつかり目を通されるということですね。というのは、こういった市町の数字が「佐賀県こども施策実行計画」等に反映されると私は思っていますので、その時点で県としては気づくということにはつながらなかつたんですねかね。そのことについてお答えいただきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝國の調査に関する県の確認という部分になります。お答えします。

国のほうの調査については調査要領というのがございまして、例えば、留意点として、前年度数値と比較して増減が著しく大きいときはその理由を確認するといったような注意書きとかがございます。また、長期休暇中、夏休みとかの放課後児童クラブについては、この調査には対象とならないということを要領のほうに記載があります。

県としては、先ほど言つたような留意点に注意しながら、国ほうに調査結果を提出しているということですぞいます。

○古賀陽三委員＝ということは、なかなか県としては気づきにくいというようなことでいいですか、千綿課長。

○千綿こども未来課長＝県としては、國の調査要領に沿つて対応してきたところですぞいます。

ただ、対象児童が条例で定めたものが前提というのを、報道機関からの取材を受けて国に十一月に確認をし、そこで条例が前提というのが明らかになつた

ものでありますので、それまでは県としても、申し込みを受けたもののうち、入所が受け付けられなかつた児童が待機児童と考えておりました。國の見解を確認しまして、速やかに佐賀市のほうにそれをお伝えして、今後の対応を求めていたところでござります。

○古賀陽三委員＝なかなか、どう捉えていいのかなということを思つておりますけども、報道を受けて県として気づいたということなんですね。

というのは、最初に申し上げましたけども、國の要綱は、児童福祉法第六条の三第二項の規定に基づいて、小学校に就学している児童に対しということを大前提として、六年生までというようなことがあるんだろうと思ひます。

ですので、その時点で、通常であれば六年生までとのが、当たり前ということではありますけども、報道を受けて調べた結果、県としては六年生までとらなければならぬということを改めて知つたというような理解になりますか。課長、すみません。

○千綿こども未来課長＝改めて國に確認して、その前提がそういうことだと認識したということですぞいます。

○古賀陽三委員＝このやり取りがちょっと恥ましいなど。すみませんね。

○千綿こども未来課長＝すみません、報道が行われる前に報道機関からの取材があつておりましたので、それを受けて國に確認したということですぞいます。

○古賀陽三委員＝分かったような分からぬようなどということどころがあるんですけども、今回、一年生から六年生まで市がとつていなかつたということで、改めて「佐賀県こども施策実行計画」を見たときに、放課後児童クラブを利用できなかつた児童数が二〇二五年から二〇二九年、これは五力年の計画だと思ひますけども、ゼロになつてゐるんです。ゼロだから今回影響がなかつたということが言えるのかなと思いますけども、計画を練るに当たつては、やっぱりき

ちんとした正確な数字が必要だというふうに思っています。

「佐賀県こども施策実行計画」の中に「総合的な放課後対策の推進」ということで、「放課後児童クラブに係る量の見込みと提供体制の確保」という欄がありまして、その中で、「市町計画の数値を年度」とに集計し、以下のとおり定めることとします。」ということで、「量の見込みと提供体制の確保方策」で、二〇一五年が量の見込みとして一万四千三百八十一人、目標整備量が一万四千五百五十一人、過不足というのが目標整備量から量の見込みを引いた数字が百七十人、二〇一六年度が五百五十七人とずっと増えているんですね。

僕は待機児童解消の目標のゼロというところは変わりはないと思いますけども、量の見込みと提供体制の確保のところでは、佐賀市の数値が入ってくる」とで、四年生から六年生までですので、どれほど増えるかということはまだ分かりませんけども、こここの数字が若干変わってくるのかなというように私は思つていて、県としてこの数字が変わることには問題ないと捉えるのか、県としては若干問題になつてくるんじゃないかなというふうに考えるのか、そここの捉え方について確認をしておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝「佐賀県こども施策実行計画」に記載している「量の見込みと提供体制の確保方策」に書かれた量の考え方ということでございまして、現時点でこちらの計画の記載を見直すとまでは考えておりません。  
以上でございます。

○古賀陽三委員＝状況確認をした上で設定されているということは重々分かります。ただ、状況を確認した先の調査の取り方が違っていたということなんですよね。ですので、若干ここには、誤差という言葉がふさわしいかどうか分かりませんけども、最終的に県としては放課後児童クラブを利用できなかつた児童数が一番解決すべきところだと思いますので、そのゼロということは変わ

りないけども、若干この数字は変わつてくるんだろうというふうに私は思っています。ただ、おっしゃるように、修正するまではないというような認識なんかということで理解をしなければならないだらうと思います。

その中で、今利用できなかつた児童数に関してお話をさせてもらいました。実はこれは二〇一五年から二〇二九年までずっとゼロになつてゐるんですね。以前の資料も見ましたところ、佐賀県次世代育成支援地域行動計画の第四期、令和二年三月、これも五年計画で見込みが書かれている数字なんですが、二〇二〇年で百三十二人、二〇二一年で六十六人、二〇二二年から二〇二四年までが目標数値はゼロになつてゐるんです。ということは、ずっと、約八年間

ゼロという目標を掲げられてはいるけども、多分なかなか達成できていないというか、一度も達成できていない状況だというふうに思つています。  
そうしたときに、ゼロにしたいという強い意志とか強い気持ちの表れだらうと思つていて、それだけ熱心に皆さんを取り組んでいきたいというようなな

ころであるんだろうと理解はしますけども、ここは目標数値でもありますので、思ひだけではなくて、現実的な数字を掲げる」とも私は必要なのかなと思つていまして、現実的な数値目標を掲げて、実効性のある施策をしっかりと打つ必要があると私は思つていますけども、いや、このままゼロでいきますよというのか、私の認識が間違つてているのかどうか、私自身の今の認識について、県としてどう考えられるのか伺つておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝今、委員のほうがおっしゃつた、このまま待機児童ゼロでいくのかということでおっしゃいますが、待機児童の解消は市町が主体となつて取り組むものでございますが、県としても待機児童の解消を目指して、先ほど申し上げましたように市町の状況を確認した上で、大きな目標として待機児童ゼロを掲げてはいるところでございます。

確かに、市町において場所の確保、支援員の確保という課題があつて、現時

点で待機児童の解消には至っていない状況でござります。このため、引き続き市町に対する助言や支援を今後も続けることによりまして、待機児童ゼロの実現に向けて市町を支えていきたいと考えております。

○古賀陽三委員＝そこは理解をしなければいけないというふうに思いますが、現実を見る上で、待機児童の解消は非常に難しいんだろうというふうに正直思っています。というのは、例えば、百人待機児童がいたとして、佐賀市だけ百人ということであれば、そこに集中的に対策を打てばいいんでしょうか

ども、県の役割としてそれぞれの市町の状況を見ながらということで、例えば、ほかの地区に、小城なら小城で三十人、ほかの地区で二十人、トータルして百人となつたりする中で、どういうふうに施策を打っていく必要があるのかなどいうことで、そういった数値を掲げるにも非常に難しい部分があるということは理解をしつつも、一方で親の立場に立ったときに、実効性のあるものをしっかりと計画立て、そして、予算も措置しながら進めていく必要があるということとも御理解をいただきたいなと申し上げておきたいと思います。

最後ですけども、佐賀市における待機児童解消の取組と県の対応についてとすることなんです。

先ほど、佐賀市としつかりと話をしながら、まさに寄り添つていく方向であるのかなというよーなことを思つたところでありました。

来年度から若干待機児童の数が変わってくると思いまし、先ほどの答弁で、夏休みの子供の数は待機児童数に含まれていないというよーなことでありました。親御さんと話をしていると、夏休みの三十日、四十日間、子供の預け先を探すのは大変というふうなことがあるんですね。あくまでも今回の佐賀市の待機児童は、長期の休み以外、平常時の待機児童の数だというふうに思うんです。そうしたことですので、やっぱりまだまだ本当の待機児童数は、僕は多いんじゃないかなというよーなことを思つてはいるところなんですね。

その中で、これから県として、佐賀市が待機児童解消に向けて取組をまた改めて示す可能性も出てくるわけなんですが、そこには県としての施設整備の予算であつたりとか、新たに必要になつてくる面もあるんだろうというふうに私は思つていますが、確認の意味を込めて、佐賀市の今後の取組を踏まえて、県としてどのように対応していこうとされるのか伺つておきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝待機児童の解消は、市町が主体となつて取り組むものと考えております。

佐賀市においては、令和八年四月に一年生から三年生までの待機児童ゼロに取り組み、令和九年四月までに六年生までの完全受け入れを目指すとされています。これに向け佐賀市は、今年度十二月補正予算で放課後児童クラブの定員拡充に向けた予算を計上し、取組を進めることとされております。

待機児童の解消に向けては、佐賀市は場所の確保や支援員の確保に努められてきたものと考えております。また、佐賀市は令和九年四月までに、六年生までの完全受け入れに向けて努力していかれるものと考えておりますので、県としては佐賀市の取組を後押ししてまいりたいと考えております。

以上でござります。

○古賀陽三委員＝今、課長の答弁で、佐賀市は令和八年四月から令和九年四月、ですでの、令和八年度、ゼロに向けて取り組んでいくということでありました。これは、課長、こうした数値の取り方が表に出てきた後ですか、それとも前の話ですか。その辺もし分かるようでしたら答弁いただきたいと思います。

○千綿こども未来課長＝佐賀市の計画の中で、令和七年三月に計画を策定されておりますが、その中で、令和八年四月に三年生までの待機児童ゼロ、令和九年四月までに六年生までの完全受け入れというのが含まれております。

以上でござります。

○古賀陽三委員＝ということは、令和七年三月の計画ということですので、な

かなか、私が佐賀市のことに対するいろいろ申し上げるわけにはいきませんけれども、若干厳しく見た上で、佐賀市は今後、それこそ計画の見直しになつてくるんじゃないかなというようなことを、実は私は今、課長の答弁を聞きながら思いました。しっかりと寄り添つていただけるかと思いますけども、今の佐賀市の現状も県としてしっかりと見ていただきながら対応いただくことができればと思つています。

なかなかこれは聞き出したらいろいろ言いたいこともありますけども、以上でこの件については質問を終わつておきたいと思います。

続いてですけれども、「産業廃棄物等の適正な処理に関する条例（案）」について伺つていきたいと思います。

今議会に「佐賀県産業廃棄物等の適正な処理に関する条例の検討状況について」、報告がなされていました。今回の条例案については、伊万里市で設置が計画されている産業廃棄物最終処分場の設置事業者に県が設置を許可した後に地元住民から心配や不安の声が出てきたことがきっかけとなつたと認識をしています。また、九月県議会の一般質問での知事の、手続の明確化の検討を進めたいとの発言を受け、本格的に検討が進められてきたものと思つています。

条例案については、先日の自民党会派の勉強会でも、厳しい意見を含め、いろいろな意見が出ていたように感じています。その中で、産業廃棄物の多くは今、本当にリサイクルが進んでいます。ただ、やっぱり全ては再利用できないというようなこともありますし、産業廃棄物最終処分場は社会の維持に不可欠なインフラの役割もあると私は思つています。そうしたこと踏まえると、県内企業が安定的に事業を継続していく上で一定程度は必要なものであると思つています。この認識というものは皆さんも一定理解はいただけるんではないかなというふうに思つています。

その中で、今回の条例案については、制定されれば産業廃棄物最終処分場と

いった施設の設置ができなくなるのではないかといったことが懸念をされています。そうなれば、県内企業は県外に産業廃棄物を排出しなければならなくなる、そういう可能性もありますし、その費用は、県内企業はもとより、最終的には県民が負担することになりかねないと私は考えます。また、県外の産業廃棄物を受け入れないというような自治体ももしかしたらあるかもしれませんと。こうしたことを踏まえれば、この条例を制定するに当たっては、行政の役割として、規制と設置の必要性のバランス、そこが大事だというように思っていますし、必要性のバランスを図る必要があると思っています。そうしたことからこの条例案について伺つていきたいと思いますけども、まず、今回の条例制定に至つた経緯といいますか、背景を確認させていただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

県内に計画されている産業廃棄物最終処分場の設置に係る手続の中で、そのプロセスなど、現行の規定を明確化する必要が出てきました。最終処分場は、環境面、生活面、防災面などの面で地元住民の間に様々な意見が生まれ得るもののです。県が処分場の設置の可否を判断する上で地元住民の意見を踏まえることが大切であり、こうした地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割であります。

今回、市町長の意見を通じて地元住民の意見がより適切に反映されるよう、条例制定により設置に係る手続や設置後の取り扱いを明確化することとしたものです。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝基礎自治体の市町の長の役割ということでお話をいたしました。課長が今おっしゃったように、今回、説明の中に、「住民の意見がより適切に反映されるよう、条例制定により、設置にかかる手続きや設置後

の取扱いを明確化する。」というようなことを書かれておりまして、市町の役割なんんですけども、この条例の制定によってどのような役割が設けられるのかということを改めて伺つておきたいと思いますし、条例制定により手続や設置後の取り扱いの明確化といったことが今回うたわれていますけども、これまでとどういうふうに変わるかですね。というのは、現行の規定を明確化ということでありましたので、現行もしっかりとやられているというふうに思うんですね。そこをあえて明確化というようなことを言わされましたので、これまでとどのように違つてくるのかということを確認させていただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝今回の条例化で、市町の役割は変わらないものと考えております。

処分場の設置に関して、県はこれまで、意見照会を通じて確認した市町長の意見を踏まえ、設置の可否を判断してきました。今回制定予定の条例では、これまでの市町の役割を明確化するものであり、市町からは、処分場の建設予定地における土地利用上の規制、処分場の設置に伴う関係地区の範囲、生活環境保全上の意見などをいただくこととしております。また、そうした意見については節目節目で出していただくほか、いつでも受け付けることとしております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝市町の役割は変わらない。けども、明確化をする。どうなんでしょうね。市町の役割は変わらないけども、明確化をすることですよね。どう捉えればいいんでしょうね。であるならば、これまでと役割は変わらないということなんですね。じゃ、今までどおり丁寧にやっていけばいいんじゃないかななど。わざわざ条例化するまでの必要はないんじゃないかなというようなことを感じてしまうんですけども、私の認識に関して課長何か、いやいや、それでもやらんといかぬとおっしゃるのか、私の認識に対しても思われ

るのか、課長、答弁をお願いします。

○佐々木循環型社会推進課長＝県ではこれまで、県の要綱でありますとか、一部、県の内規によつてこういった処分場の手続関係を定めておりました。ただ、それが、要綱あたりは外向けに公表しているものもあつたんですけど、一部、内規になりますと、そういうことではない部分もありましたので、今回そういうものを全部含めまして条例化、もしくは規則ということで広くお示しをするという意味で明確化したいというふうに考えております。

○古賀陽三委員＝なかなか、内規であるという部分があるから、それをしつかりと表に出すということで理解をしなければいけないんだろうというふうに思います。

そうしたときに、先ほど、つかさつかさでそれぞれ意見を出されるというようなお話があつておりました。会派の勉強会でもこの説明資料が出ておりました。（資料を示す）これはパブリックコメントのところのホームページから皆さんに公表されているということでもありますけども、こういったものを見たときに、やっぱり市長、町長の意見を聞く回数が相当多いなというようなことを感じるわけなんですね。そうしたときに、勉強会でも、これは市町の首長さんの責任が相当重いなというような意見も出されていました。

そのことに関して、市町の責任が大きくなると認識を私どもはしているんでしようね。市町の役割は変わらないけども、明確化をすることですよね。どう捉えればいいんでしょうね。であるならば、これまでと役割は変わらないということなんですね。じゃ、今までどおり丁寧にやっていけばいいんじゃないかななど。わざわざ条例化するまでの必要はないんじゃないかなという

○佐々木循環型社会推進課長＝先ほども答弁しましたとおり、今回、市町の役割は変わらないものと考えております。処分場の設置に関して地元住民の様々な意見を集約し判断するのは、基礎自治体である市町の長の役割です。県は市町からいただいた意見を尊重しつつ、最終的には県のほうで施設設置の許可権

者として判断することになるというふうに考えております。  
以上でございます。

○古賀陽三委員＝市町の役割は変わらないということでありましたけども、これは一応、「事前協議書の提出」から最終的に「許可又は不許可」になるまで、これでいえば十三まで数字が打つてあるんですね。そうしたときに、ちょっと見えにくいと思いますが、これなんですね。（資料を示す）どう言いましょうか、最初に事業者から県に事前協議の提出がされて、県から市町に意見照会が行われると。それが市町から県に回答があつて、それを受けて今度は事業者が関係住民に関係地区説明会を行われるということで、これだけのプロセスを踏むことになっています。

これを見る限りですけども、県の役割というのは意見照会をかけて回答を得

る立場なんですね。ある意味そこだけなんです。市町に意見照会をかけて回答、このやり取りがこれを見る限り五回ほど行われます。そうしたときに、やつぱり市町の首長さんの責任というものは重いというように私は思っていまして、これは県が関わるということはないんでしょうか。あくまでも、これを見る限り、意見照会をして回答を得る、そういう立場。県としても主張的に関わっていく必要性はないのか確認をしておきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

県の今後の関わりですけども、今回、伊万里市のほうでの事例でいきますと、市民のお声としましては、地元の範囲ということとか、そういう意見が多うございましたので、今後、県のほうで事前協議が出された場合には、市町のほうときちんとそちら辺りを一緒になつて、例えば、図面を見ながら、写真を見ながら、一緒に現地を見ながらとか、そういうことをやって、きちんと市町と連携しながらそういうことも今後決めていきたいというふうに思つております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝じや、あくまで今は意見照会、回答を得る立場だけども、先ほどの答弁では、今後そういう部分に關しては検討されていくと、どういった関わりができるのかを検討していくという理解でよろしいですかね、課長。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

これまで地元の範囲あたりにつきましては市町のほうからも御意見は出されました。そういうことでは何ら変わらないとは思つておりますけども、先ほど申しましたように、この前の伊万里市の説明会においてはいろんな意見をいただいておりますけども、そういう意見を踏まえて、より丁寧にやつていく必要があるというふうに思つております。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝より丁寧に進めていただきたいということを申し上げておきたいと思います。

次に、将来の産業廃棄物最終処分場等の設置に対する懸念についてということがあります。

先日の勉強会でも、市町の責任が重くなるんじやないかとか、そういう意見も出されました。課長は変わらないというふうなことをおっしゃいますけども、この条例が制定されれば、事実上、今後、産業廃棄物最終処分場等の産廃施設が一切設置をされなくなるのではないかといったような意見も出ていました。これは佐々木課長もお聞きになられていたというふうに思いますけども、こうした条例の運用になるんではないかなといったような懸念をしていましたが、このことについて県はどのように認識をされているのか確認させていただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

産業政策の視点から、県内企業が安定的に事業を継続できるよう、一定の産

業廃棄物最終処分場は確保が必要であります。

今回の条例化は、手続を明確化するものであり、ルールを見直すものではありません。

事業者が仮に処分場の設置を行う場合は、地元住民の理解を得ることが必要であります。これは今までと変わるものではないというふうに考えております。

以上でござります。

○古賀陽三委員=今までと変わらないというような答弁をせざるを得ないのかなというようなことを思つておりますけども、その中で、今回、県が設置を検討されています。そうしたときに、全国的に見たときにこの条例設置数というのではなく、どれぐらいの都道府県が設置をされているのかということを伺つておきたいというふうに思います。ちょっと確認をさせてください。

○佐々木循環型社会推進課長=お答えいたします。

全国における廃棄物関係の条例を持つているところ、条例化しているところにつきましては、全国で二十一都道府県あります。  
以上でございます。

○古賀陽三委員=二十一ということで半数に満たないような状況にあるんだろうと思いますが、今回の勉強会の資料にも産業政策の視点ということで、今現在、確保が必要という認識は皆さん方と私の認識は同じだというふうに思いますが。その中で、「現状、県内の処分場の必要容量は、当分の間、確保できている」というようなことが書かれています。この当分の間というのは量で量るのか、年数で量るのか、いろいろあるんだろうというように思いますが、このことに関して数値があれば示していただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長=お答えいたします。

産業廃棄物の管理型の最終処分場の場合なんですが、今の最終処分量の残容量を過去の三年間の埋立量で単純に割ったという前提なんですが、そ

ういうふうに試算した場合は、二十年以上あるというふうな計算になります。

以上でございます。

○古賀陽三委員=二十年以上ということで、そこをどう捉えるかというのはそれぞれの判断になるんだろうというふうに思いますけども、やっぱりそういう数字を聞くと、現状は県内に必要がないというところで、この条例をすることである程度しっかりと規制をしていこうというふうに僕はどうしても捉えてしまうんですね。それは多分、今回条例を提出される皆さん方が一番分かってあるんじゃないかなと、この条例のできる意味を、この条例をつくる意味をですね。ですので、先ほど申し上げたように、規制と必要性のバランスをしっかりと取つていただきたいなというふうなことはこの場で申し上げておきたいというふうに僕は思いますし、今ペブリックコメントを取られていますけども、これまでなかなか議会で条例の議論がこういった委員会でされることとは少なかつたんではないかなというように思つてています。

ただ、私たち議会としては、こういった条例に関しても改めて目を向ける必要があるんだろうというふうに思つていて、今まではどうちかといえば、二月にこの条例を制定しますのでというふうに出されていました。ほかのいろんな条例もですね。ただ、今回、こうして前もって提出をいただいたとすることで、まさにこうした議論ができるんですね。議会としても不安材料であつたりとか懸念点を示すことができるということで、僕はこれは非常にいい提案の仕方、提出の仕方だというふうなことは評価をしているんです。

そうした中で、議会の意見というものもある意味ペブリックコメントの一つだと受け止めていただきたいというふうなことを思っていますので、なかなか僕らが直接メールを打つたりして意見を寄せるとすることはありませんけども、この場での私たちの発言というのは議事録にも残つておりますので、これは十二月二十八日までだったと思いますけども、そういった懸念があるということ

は、皆さん方にもぜひ御理解をいただいた上で、この条例の制定に関しても改めてしっかりと府内で議論を深めていただきたいと申し上げておきたいというふうに思います。

その中で、今後の産業廃棄物行政についてということあります。

繰り返しになりますけども、やっぱり行政の役割として、規制と設置の必要性のバランスを図る必要があるというふうに思います。あくまでも今回の条例制定で適正処理のための必要な施設整備を止める意図はないというようなことで認識せざるを得ないのかなという部分はありますけども、生活環境を守つたりとか住民の不安に寄り添うことも必要だと思いますし、一方で、事業活動の妨げになるようなこともあってはならないというふうに私は思っています。

特に今回、事業者側から見た場合は、県が許認可権限を持つので、事業者からしてみたら皆さんの存在というのはすごく大きいんですね。もっと言えば、行政の考え方で造らないとか造らせないといったことが可能になってしまふんです。それだけ皆さんのがんの持つ権限は大きい。そういう意味では、この条例制定に関しても、いろんな意見を踏まえながら慎重に進めていく必要があるというふうに思っています。

県として、今後、産業廃棄物行政をどのように進めていこうとされるのか確認をさせていただきたいと思います。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えします。

県ではこれまで、循環型社会の実現に向けて、廃棄物の排出抑制や再生利用に取り組んできました。あわせて、廃棄物の適正処理に向けて、処分場の監視やモニタリングをはじめ、市町とも連携しながら、不法投棄の防止に向けた取組等も行つてきました。

廃棄物の適正処理については、今回、手続を進めている条例に基づき、さらなる廃棄物の適正処理に取り組むこととしています。

処分場は、社会にとってなくてはならないものがありますが、その設置に当たっては、地元住民の意見を踏まえた市町長の意見が重要であり、市町と連携しながら、しっかりと取り組んでいきます。

県としては引き続き、循環型社会の実現に向けた廃棄物の排出抑制や再生利用率及び適正処理の推進に取り組んでいきます。

以上でござります。

○古賀陽二委員＝これから丁寧に、ぜひ進めていっていただきたいということを改めて申し上げておきたいと思うと同時に、どうしても今、住民目線に立つた部分が非常に大きいのかなというようなことを感じています。そうしたときに事業者として産業廃棄物協会、今、名称が変わりまして、産業資源循環協会さんですかね、そういう方々に対しても理解を得ておく必要があると私は思っていますけども、その点について、県として今現状どのようになつてているのかということを最後に確認させていただきたいと思いますけども。

○佐々木循環型社会推進課長＝お答えいたします。

産業資源循環協会に対しましては、先月、こちらのほうから一部の役員の方に對しまして、今回の条例の概要について御説明をいたしました。今後の話でいきますと、実はあした、また役員の方の集まりがありますので、その中でも説明を行うこととしております。

県としては、そういうふうに丁寧に御説明をしていきたいと思つております。以上でござります。

○古賀陽二委員＝繰り返しですけども、本当に丁寧に、市町もそうですが、事業者の皆さんであつたりとか、丁寧に対応を求めておきたいと思います。この件については質問を終わりたいと思います。

最後、介護現場におけるカスタマーハラスメント対策についてということであります。

この件も昨年の十一月議会の一般質問で取り上げさせていただきました。内容としては介護人材の確保ということでありましたけれども、その中で、介護現場におけるカスタマーハラスメントへの対応ということで質問を行いました。

介護の現場にもカスタマーハラスメントがあるということを実際に耳にしたからであります。どちらかといえば、これまで介護の現場の話は、議会でも人材確保とかというのが議論になっていました。いろんな方が取り上げられましたし、今現状、国も人材確保が必要だということで予算をどんどん、十分かどうかということは別にして、処遇改善等も進んできております。そういうところに引き続き目を向けていくことは非常に重要だというように思っています。

ただ、そうしたこととあわせて、新たな視点も必要だろうというふうに思っています。というのは、先ほど申し上げたようなカスタマーハラスメントへの対応もしていく必要があるんだろうというふうに思つておきました。そうしたことで、このカスタマーハラスメント、具体的にどういったものがあるかといふことなんですが、利用者からの暴言であったりとか、家族などからの長時間のクレーム、理不尽な要求、ひどいものになると髪を引っ張られたとか、つばをかけられたというような経験があるということがありました。そうしたことがあつてもこれまで仕方がないと思つていたというようなお話を聞きました。

それは介護現場特有なのかなということを思つておりますし、といふ

のは、認知症に伴う行動と、明確に悪質なハラスメントの線引きが難しいということ。認知症によって、もしかしたらその人がそういった行動に出ている、善惡の判断がつかないというような言葉がふさわしいかどうか分かりませんけども、やっぱり線引きが難しいという課題があつたんだろうと思いますし、施設介護とか訪問看護、訪問診療とかありますけども、どれも共通しているのが、密室であること、第三者の目が行き届かない、見えにくいというようなことが

ら、記録に残しにくいというか、記録というか、端的に言えば証拠ですね。残しにくいというようなこともあつたんだろうというふうに思っています。

そうした話を伺つていると、介護の仕事という性質上、職員がハラスメントがあるという声を上げられない、我慢を強いられている状況にあるんじやないかと私は思つています。こうしたことが続けば、介護現場の職員の疲弊につながるし、介護という仕事の魅力の低下にもつながるというふうに思つています。ひいては離職のリスクにもつながるんだろうというように思います。

幾ら処遇改善とか——今議会も先進機器の導入とか挙げていただいています。どんどん進む一方で魅力の低下とかが進めば、なかなかいい循環が生まれてこないだろうと思つますので、こういった現場に皆さんしっかりと目を向けていただきたいなというふうに思ひますし、こうした状況があつて、昨年、介護現場におけるカスハラ対策として、県として相談窓口の設置や啓発、広報などに取り組む必要があるのでないかといったような提案をさせていただきました。その際、県主催の研修会の開催、チラシ、パンフレット等による啓発、広報を含めて、どういった対応が効果的なのか検討を早急に進めるというような答弁がついていました。この質問からちょうど約一年たつたこともありますので、改めて質問をさせていただきたいと思います。

まず、介護現場におけるカスタマーハラスメントの現状について、県内の状況はどのようにになっているのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長：介護の現場には、職員が高齢の利用者等に反論することが難しい、事業所がサービス提供を拒否できない、訪問サービスでは職員が一人で利用者の自宅を訪問する必要があるなど、カスタマーハラスメント、いわゆるカスハラが起きやすい要因があると考えております。

令和五年度に県が行った介護サービス事業所実態調査において、介護職員約二千二百人のうち約六〇%が過去にハラスメントを受けた経験があると回答さ

れています。内容が多かった順に申し上げますと、利用者からの暴言が四五・一%、利用者からの無理な要求が二四・五%、利用者の家族からの無理な要求が一四・五%となっています。

また、令和六年度に介護労働安定センター佐賀支部が行つた介護労働実態調査では、介護職員約百五十人のうち約三八%が一年以内にカスハラを受けた経験があると回答があつております。

このほか、県に対して事業所から個別に、利用者から叱責を受け、職員が離職を考えている、利用者の家族から長時間不当な要求を受けているなどの相談を受けたことがあり、組織で対応を行うことや必要に応じて弁護士などの専門家に相談することなどを助言したことなどがござります。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝実際二千二百人、多くの皆さんに調査を行つていただきいていました。そのうち六〇%の方が何らかのハラスメントを受けているなどと思ひました。そういうこと、そして、実際、直接県にもそういう話があつたというふうなことで、実態がしっかりと把握されているなど感じました。

その中で、様々この状況はいかんだろうということを思われたというふうに思ひます。県として、カスタマーハラスメントへの対応に関する検討を行なされたと思ひますけども、どのような検討をなされたのか伺います。

○山口長寿社会課長＝本県における介護現場でのカスハラの状況を踏まえ、県としても、事業所におけるカスハラ対策意識の向上や対応力の強化を図るための取組を検討する必要があると考えたところです。

対応を検討するため、幾つかの事業所にカスハラ対策の実施状況を聞き取つたところ、対応マニュアルの作成や職員研修の実施などの取組が行われていな

いところがございました。県社会保険労務士会に話を聞いたところ、事業所向けに研修会の開催や専門家による個別の相談対応が必要ではないかという御意

見をいただきました。また、厚生労働省が作成している企業向けカスハラ対策マニュアルにおいて、企業が取組を行う上での課題として、カスハラの定義や判断基準の設定が難しい、顧客側の理解も必要といったことが挙げられています。

こうした情報に基づいて検討を行い、まずは事業者の意識向上や対応力向上のための支援とカスハラについて周知啓発が必要と考えたところです。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝マニュアルの作成が行われているという答えかなと思つたら、行われていないというようなことでありました。しっかりと行っていく必要があるんだろうというふうに思ひますし、他県とかを見ていたら相当早くこういった取組をされているところもありましたので、しっかりと取り組んでいただきたいなと思いますし、これは相談しやすさが必要だらうと思います。現状、なかなか声を上げられないということがあつてはならないと思つていて、しっかりと進めていただきたいと思ひますし、仕方がないということで終わるのではなくて、そうしてしまえばどうしても潜在化してしまうというようなこともありますので、潜在化をいかに掘り起こしていくかということが今後大切になつていくんだろうというふうに思ひますので、ぜひそういうところにも目を向けていただきながら、最初の子育ての質問じやありませんけれども、実効性のあるものにしていただきたいなと申し上げておきたいと思います。

そうした中で、様々検討いたしておりますけども、その検討結果を踏まえて、県では、現状どのような取組を行つてているのか伺います。

○山口長寿社会課長＝事業所の取組を支援するために、令和七年度から県として新たに介護現場におけるカスハラ対策に取り組んでいます。

具体的には、事業所向けの相談窓口の設置、相談があつた事業所への専門家

の個別派遣、カスハラ対策に関する研修会の開催に取り組んでいるほか、今後、

カスハラの予防・啓発のために、カスハラの具体例を示したチラシを作成する予定です。

令和七年九月一日に設置した相談窓口には、現場で実際に起きているカスハラ事案への対応方法の相談が寄せられ、個々の事案に応じた対応策を助言しています。こうした相談のほか、職場内研修の実施方法や対応マニュアルの作成方法といった、事業所内で取り組むカスハラ対策についての相談が寄せられており、他社の好事例の紹介や、より効果的な研修の実施方法の提案など、課題解決につながるような助言を行っています。

また、県内四カ所で開催を予定している研修会については、三カ所で開催済みであり、カスハラによる企業、社員への影響、カスハラに該当する行為や契約解除が認められた具体例、カスハラ対策の基本的な考え方、これは組織的な対応をすることや初期の対応や要因分析が重要であることなどになりますが、そういうことなどの内容で社会保険労務士による研修を行いました。

受講者からは、直近で利用者とのトラブルがあり、参考になつた、事業所の方針見直しに役立つ情報が得られた、分かりやすかつたので今後も開催してほしいなどの感想があり、好評をいただきました。

なお、研修会については、当日参加できなかつた方のために、今後、動画でも配信することとしています。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝四月からいろんな取組を行われているということで、ありがたく思っています。

その中で、相談窓口が九月から始まつたということで、三カ月ちょっとですかね、今現状どれぐらいの問い合わせというか相談があつたか、件数はもしかしたら多くないかもしませんけども、現状が分かれば確認させてもらいたい

と思います。

○山口長寿社会課長＝件数につきましては五件ございまして、内容といたしましては、入居者、家族からの暴言や過度な要求、クレームとハラスメントの線引き、あと、カスハラの研修の実施、職員への啓発、組織としての対応体制とマニュアルや規程等の作成、安心して働くことのできる職場の環境づくり、こういうような内容でございました。

以上でございます。

○古賀陽三委員＝五件ということでありました。内容については暴言等々といふことであります。

事業者側には周知は割にしやすくあるんだろうと、いろんな協会等々もありますのでですね。ただ一方で、利用者側のモラルも必要だと思うんですね。そういう意味では、県がしっかりと動くということで、利用者側に対してもそういうふうに思いますが、県がしつかりと動くことで、利用者側に対してもそいつた行動というのは問題なんだよというようなことを、これは非常に難しいと思いませんけども、そちら側に対しても周知をしていく必要があるんだろうというふうに思います。

ただ、四月から始められたばかりですので、これを今すぐどうこうということは言いませんけども、利用者に対しても周知というものをお願いしておきたいと思います。これは答弁は要りません。

最後ですけども、今後の取組についてとということであります。

カスハラ対策について、県としてどのように取り組んでいらっしゃるのか伺います。

○山口長寿社会課長＝まずは、今年度取組を開始した相談窓口の設置や研修会の開催などの事業に着実に取り組んでいきます。その上で、今後、定期的に行っている事業所への訪問指導や、本事業を通じて現場から聞き取った意見を踏まえ、より効果的な取組となるよう、必要な見直しを行ってまいります。

また、事業主にカスハラ対策を義務づける改正労働施策総合推進法が令和七年六月に公布され、公布から一年六ヶ月以内に施行されます。今後、厚生労働省から指針が示された際には、県としても事業者に対し、カスハラ対策の重要性を改めて周知し、取組を促してまいります。

カスハラは、職員一人に抱え込ませないよう組織として対応することが大切であり、それぞれの事業所においてもカスハラへの意識を高め、対応力を強化してもらうことが特に重要と私も考えています。介護現場で働く職員の皆様が安心して働くことができる職場環境づくりを推進し、利用者に対する円滑なサービスの提供が図られるよう、引き続きカスハラ対策に取り組んでまいります。

以上でござります。

○古賀陽三委員＝これからしっかりと取り組んでいただけると思いますし、先ほど事業主にこれからカスハラ対策が義務づけられるということでありましたので、事業主の意識も変わっていくのかなと思いますし、これからどんどんこういった対策が進んでいくのかなというふうなことを期待したいと思います。

その中で、相談窓口とか研修会の開催ということで、昨年質問させていただきました。令和七年四月からということで数ヶ月間の間に、今できることをしっかりと形にしていただいているというふうに思っています。

今後、多分いろんなことが出てくるんじゃないかなと思います。相談窓口、研修会というものは必要だというふうに思いますし、そうしたこととあわせて、進んでいるところというのは、例えば、訪問看護師とか介護員の安全確保とか離職防止対策事業といったものも実際に行われています。というのは、先ほど課長が最初におっしゃいました、一人での訪問ということがありましたけども、ここを二人で訪問できるようにとか、二人で訪問するには予算もかかるんですね。今、厚生労働省もそういった施策はありますけども、使い勝手が実は悪い

ということなんです。というのは、利用者負担がどうしても発生するから、二人目を一緒にに行くに当たって、相手の許可を取らないといけないということもあります。非常に使い勝手が悪いというようなこと也有っていますので、ハラスマントをする方が二人で来てよかよということには正直なかなかならないんだろうというふうに思いますので、これからそういう問題に向き合っていく場面も私は出てくるのかなというようなことを思っていますので、いろんなことを広報とか、相談窓口とか研修会と併せて、実際の面でも現場の皆さんを使いやすいような事業ということも考えていいいただきたいなど。

その際で一番前提となるものは、やっぱり使いやすいものにするということを求めておきたいというふうに思います。これに関しては、課長は今回初めての答弁だと思いますので、いろいろ言いませんけれども、ぜひそのことも頭に入れておいていただきたいというふうに思います。

長くなりましたがけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございます。藤崎輝樹です。

今、長寿社会課長は初めての答弁というふうな話がありましたけれども、引き続き私のほうからも質疑させていただきますので、どうかよろしくお願ひいたします。

今、古賀陽三委員のほうから介護の現場のカスタマーハラスマントの質問がありました。この中の大きな課題として認知症の話も触れられましたけれども、私自身、この認知症に対する多くの不安、また、今年は二〇二五年ということで、いわゆる団塊の世代、八百万人が七十五歳以上になるということあります。六十五歳以上が二九%と、いわゆる本格的な高齢化社会の幕開けだというふうに感じております。

団塊の世代というのは、私が今、五十代後半に入っていますけれども、私

から見れば親世代、小さい頃かわいがつてくれた近所のおじちゃん、おばちゃんたちがまさにその団塊の世代となり、そして、高齢化社会の中でこの認知症の不安を抱えていらっしゃる方が非常に多いというふうにも感じております。思い起こせば、私たちが小さい頃、地域のコミュニティーというものは非常にしつかりしておりました。そういう中で、よく場面としてあったのが、何か最近様子がおかしかよねとか、そういう話というのが団らんの中で話してありました。今思えば、いわゆる認知症に対する気づきというものが早期にあつたんだなというふうに思われます。ただ、その頃はまだそういった認知症に対する正しい理解、知識がなかつたものですから、そういう話が出るにとどまり、見過ごされてきました。そして、その結果、認知症が進んでいったということがあつたんだなと思います。

今は逆に認知症に対する理解を促進しなければならないということで、県も力を入れていただいております。ただ一方で、コミュニティーが非常に弱くなってきており、いわゆる関係が希薄になつてている中で、逆に今度は見過ごされている。また、高齢社会というものは、いわゆる老老介護であつたり、また、孤独死というものも大きな課題としてありますけれども、御高齢の方が一人で

お住まいの単独世帯も非常に多くなつてきていています。また、大変なのは、認知症の方が認知症の方を支える認認介護、こういったことも非常に大きな社会問題として、今からより一層拍車をかけていくんだろうというふうに思つております。

そういう中で、高齢化といえば、当然、どうしてもいろんな病気を抱えがちになります。そのトップとしてやっぱり認知症があるというふうに思いますし、もちろん骨粗しそう症であつたり、がんといった課題もありますけれども、一

たけれども、要介護となる要因としてこの認知症というものが非常に大きいということもあります。周りの方に本人として迷惑をかけたくないとか、また、認識不足から認知症になることに対する知られたくないとか、隠したいとか、どうなるんだろうという不安、そういうことがあって、非常に皆さん多くの方が実は悩まれているというふうにも思つております。

そういう中で、県の取組を質問させていただきたいというふうに思います。初めに、改めてでありますけれども、認知症の概要についてであります。

どのような病気であるのか御説明をいただきたいと思います。

○山口長寿社会課長＝認知症は、令和六年一月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患などにより日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態」と定義されているように、認知機能を低下させる脳疾患によって引き起こされる症候群とされています。

その具体的な症状としては、物忘れや判断力の衰えといった症状のほか、憂鬱で塞ぎ込む、怒りっぽくなるといった性格の変化などが見られることがあります。

認知症は、原因疾患に基づいて幾つかの種類があり、最も多いのが脳にアミロイドベータというたんぱく質が蓄積するアルツハイマー型認知症で、全体の六から七割、脳梗塞や脳出血などの脳疾患による脳血管性認知症が約二割、このほか、脳の神経細胞に特殊なたんぱく質が蓄積し、幻覚を見たりするレビー小体型認知症、前頭葉や側頭葉が萎縮して発生する前頭側頭型認知症などがございます。

以上でございます。

○藤崎委員＝今、そういった研究の成果が上がつてきて、いろんな要因、背景等、そういったことが解明されつつありますけれども、まだまだ予防と完治の医の結果もあります。やっぱりこの理由としては、先ほど介護の質疑がありまし

療は確立されていないというような認識にあります。そういった中でも、より早く取り組むことで進行を止めさせることも可能だというふうな話も聞いております。

そういった中で、今現在、認知症高齢者数の状況はどのようにになっているのか、改めてお伺いをいたします。

○山口長寿社会課長＝認知症の高齢者数は、厚生労働省が公表しているデータによれば、二〇一五年の段階で全国では約四百七十二万人、県内では約三万三千人と推定されています。そして、将来においては、二〇四〇年の段階で全国では約五百八十四万人、県内では約三万八千人と推定されています。

以上でございます。

○藤崎委員＝決して他人事ではない身近な病気というふうにも言えるかと思いますけども、その認知症患者についてですが、県内の推定認知症高齢者数のうち医療機関にかかるている患者数は、分かっていればどの程度かお示しいただきたいと思います。

○山口長寿社会課長＝厚生労働省が三年ごとに実施、公表している患者調査のデータによれば、二〇一三年の本県における認知症の推定患者数は、アルツハイマー病と血管性及び詳細不明の認知症の推定患者数の合計として千七百人と推定されております。

以上でございます。

○藤崎委員＝認知症の基本法を踏まえて責任が明確化されたことで、より一層、いろんな方の、いわゆる県の取組も目に触れることが多くなってきたなというふうに感じております。また、県におかれても、大きな施策の取組の一つとして頑張っていただいているというふうに感謝しているわけ就可以了けれども、これまでの取組についてであります。

認知症対策として様々な取組を行つてきていただきしておりますけれども、改

めでこれまでの取組について御説明を求めます。

○山口長寿社会課長＝認知症の施策として、主に認知症の正しい知識の普及啓発、認知症の方や家族への支援、地域医療との連携などに取り組んできたところでございます。

具体的には、認知症の正しい知識の普及啓発については、認知症やその支援を分かりやすく解説したパンフレットの作成や、認知症に関する情報や取組の新聞掲載、認知症患者本人による情報発信、認知症について理解し、自分でできる範囲で手助けする認知症サポートの養成や、その講師役であるキヤラバメントの養成などに取り組んでいます。

認知症の方や家族への支援については、認知症も含めた高齢者の市町の総合相談窓口である地域包括支援センターの強化充実のため、毎年異なるテーマで職員研修を実施し、認知症の方や家族が身近な人に知られたくないといった理由で、市町の地域包括支援センターに相談することにためらいがある場合でも、気軽に相談できる広域的な窓口である、佐賀県認知症コールセンターの設置などに取り組んでいます。

地域医療との連携については、地域における医療機関相互の連携や、早期発見、早期対応を行う認知症疾患医療センターの設置、地域の身近な医療機関であるかかりつけ医等への認知症に関する研修の実施などを実行つてまいりました。

以上でございます。

○藤崎委員＝県の取組の中で、いわゆるサポーターとか、そういう支える方々を厚くしていくということは非常に大事だと思いますし、また、そういった取組もあるんだなというふうに非常に感心させられるのが、認知症本人大使ですか、「さが認知症すまいるリーダー」の任命等、こういった取組というのは、正しい理解を進めていくという意味においても非常に大事なことだと思います。

先ほど課長が言われた、知られたくないというこのワード、これが私はこれ

から大きな厄介事として目の前に立ちはだかっていくというふうに感じております。知られたくないがゆえに、より認知症を重症化させたり、また、より大きな介護の負担を強いることになつたりということで、やはりここのこところをいかに理解を進めていくかということが大事なんだろうというふうに思つております。

では、認知症の課題についてお尋ねをいたします。

認知症施策に取り組む中で、県として認識している課題はどういうものがあるのかお伺いをいたします。

○山口長寿社会課長＝課題については、大きく三つあると考えています。

一つ目は居場所づくりです。

これまで支える側に対する支援に主に取り組んできました。認知症の程度は人それぞれで異なり、認知症になつても様々な活動ができることも多くあります。そのため、認知症の方自身が楽しんだり、安らいだりすることができる居場所づくりを進めていく必要があると考えています。

二つ目は地域ネットワークづくりです。

認知症は早期診断、早期対応が重要です。そのため、必要な医療や支援にすぐつながり、不安なく暮らせるよう地域を支えるネットワークの充実強化を支援していく必要があります。

三つ目は理解促進です。

認知症になつた方がそのことに引け目を感じたりせず、自然に前を向いて生活していくよう、また、その周囲の方が過剰な不安に陥ることなく、落ち着いて対応することができるよう広く理解を深めが必要です。県民一人一人が認知症は誰もがなり得ると、自分ごととして受け止め、正しく理解してもらうことが必要です。

以上でございます。

○藤崎委員＝まさに自分事として県民皆さんのが理解をすることが、早期発見、そして早期治療、そういうことにもつながつてこようかと思います。やはり気づいたとき、感じたときに、どのタイミングで窓口機関に相談をすればいいんだろうかとか、どのタイミングで実際に医療の現場へ伺つたがいいんだろうかというそのタイミング、実はこの判断が非常に難しいというふうに思つております。というのは、やはりその時期の症状、期間にもよりましようけれども、おかしいなど思つた次の日には、ふだんと変わらない暮らしをしている。そうすると、あつ、ちょっとたまさかだつたのかなとか、やつぱり誰でも物忘れといふのはありますから、そういうった類なのかなとか、また、どのタイミングで伝えたほうが、より本人の受け止めとか、また誤解とか、そういういたものを招かないだろうかとか、本当にこのタイミングというのが非常に難しいというふうに思つております。

そういう意味では、やはり早め早めの対応というものが、そして予防というものが非常に大事だというふうに感じておりますけれども、この問い合わせに、今後の取組についてであります。

認知症の現状や認識している課題を踏まえて、県として今後どのように取り組んでいくのか伺います。

○山口長寿社会課長＝今後、認知症の増加が見込まれ、その対策の重要性が増していくと考えられる中で、本人や家族の思いを聞いてできる限り施策に反映させ、共生社会の実現に努めていきたいと考えています。

課題として挙げた居場所づくりについては、例えば今年度、佐賀バルーナーと連携し、これまで当事者だけで行つていた認知症本人ミーティングを、一般の方にも参加していただき、当事者の声を広く県民に届けるとともに、応援グッズの作成や、応援を通じて誰かを支える存在となる取組を行いました。このような認知症の方を主役とした社会との関わりの場の創出の取組を今後も

行ってまいります。

また、認知症になつてもできることに目を向け、希望を持つて暮らすことができるよう、運動やeスポーツ、カフェなどの社交の場等、様々な活動が生まれ、選択肢が広がるような取組を行います。

二つ目の課題である地域ネットワークづくりについてですが、認知症の方や家族の総合相談窓口は、主に市町の地域包括支援センターが担っています。センターで相談を受ける認知症地域支援推進員の対応力が重要となるため、引き続き研修を行い、その育成、スキルアップを図っていきます。

また、広域的なコールセンターについては、相談しやすい環境をつくるとともに、早期診断、早期対応ができるよう、県内五つの病院に認知症疾患医療センターを設置するなどしており、今後も関係者の意見を聞きながら、地域ネットワークの充実強化に取り組んでいきます。

三つ目の課題である理解促進については、今年度、福祉・医療系の学生に特化して、教わる側から教える側に転換する試み、認知症ユース・キャラバン養成講座を行い、地域を担う若者の認知症理解を促しました。これにより生まれたユースキャラバン・メイトが、今後、県内各地で認知症についての講演や研修を行っていくことにより、若い世代の関心や理解につながっていくことを期待しています。

これらの取組を通して、皆様の認識が「認知症になつたらどうしよう」から「認知症になつても大丈夫」に変わっていき、高齢者をはじめとした全ての方が安心して暮らすことができる共生社会を実現できるよう、今まで以上に本人や家族の話を聞き、それを支援する方々にも寄り添い、しっかりと取り組んでいきます。

以上でございます。

いかに確立していくかということが大事だと思います。  
そして本音としては、野田先生、やっぱり医療の進歩、ここにしつかり国が大きく予算を割いて、とにかく特効薬、治療、そういうものを確立してほしいというふうに、本音としては思うわけであります。

そして、誰もが安心できる共生社会、これをみんなで力を合わせてつくり上げていく、これがまさに県が取り組む、人に寄り添う社会を実現していくために大事なことなんだというふうに感じました。

それでは次に、二問目の質問をさせていただきます。

ICT活用教育導入の目的についての質問であります。

ICT教育に関しましては、これは誰もが大事なことだというふうに理解をしております。あらゆる職場、現場においてこのICTを活用していくに生産性を上げるか、また働き方改革を進めるか、少子化にあわせて労働力の確保が難しい中で、そういうことも課題として取り組まれている。その前段階として、子供たちにそういう社会でしっかりと生き抜く力や技術、そういうたるんnaスキルを身につけさせようということで、佐賀県は特に力を入れて取り組んでいただいているというふうに理解をしております。

この必要性というものは十分に私自身理解をしているわけでありますけども、私自身がアナログということもあって、本を読むのが好きで、好きな言葉をいつも頭の中で繰り返し繰り返し唱えて、壁にぶつかったときは乗り越えるような、そういういろんな言葉を記憶して、呪文のように唱えることで自分を奮立てたり、そういうことも取り組むということがあつた。

また、子供の頃、いろんなことを記憶させられたということも踏まえて、どうしてもこの読み書きという部分、アナログなのかもしれませんけれども、非常に大事だというふうに思つております。もちろん、県教育委員会におかれても、そのことは踏まえられてしっかり取り組んでいただいているというふうに

理解をしておりますけども、このICT教育のいろんな影響といったものが私自身、非常に心配もしております。若干質問させていただきたいと思います。初めに、ICT活用教育導入の目的であります。御説明をお願いいたします。

○古賀教育DX推進グループ推進監=デジタル技術の革新により、社会の在り方が目まぐるしく変化している現在、学校教育においては、そのような時代に対応できる子供の育成が求められております。

そうした中、子供一人一人の個性や能力に応じた分かりやすい授業の実現、コミュニケーション能力や情報活用能力の習得、向上を目的として、いつでも、どこでも、誰でも学べる環境を整えるためにICT活用教育を導入いたしました。

また、ICT活用による教職員の業務負担の軽減も目的の一つであります。

以上でございます。

○藤崎委員=心配だった地域格差を逆に防ぐ=いうこともありますし、また、先生たちもそういう業務の負担軽減ということで、これは大事な取組だとうふうに感じております。

それでは、ICT活用教育について、これまでどのような取組を行つてきましたのか伺います。

○古賀教育DX推進グループ推進監=県立学校では、全国に先駆けて平成二十四年度、二〇一二年度からICT活用教育に取り組み、平成二十六年度は一人一台端末の導入をしました。

また、市町立学校においては、国が進めるGIGAスクール構想に基づき、令和二年度、二〇二〇年度から一人一台端末の整備を進め、令和三年度までに全ての市町で完了しました。

県教育委員会としましては、國の方針に沿つた市町の取組が円滑に進むよう、研修等の支援を行つてきたところです。

例えば、市町立学校に対して一人一台端末の活用状況を調査しまして、活用が進んでいないところには学校に行って支援研修を行つております。ちなみに、今年度は五十六校、千人以上の先生が受講しているという状況であります。

ほかにも、県でウェブサイトを作りました、「SAGA Eコネクト」と申しますが、授業動画や実践事例を紹介して発信しております。このサイトでは、県内の先生方で情報を交換できる掲示板的な機能も用意しております。

そしてもう一つが、これは小・中・高に関係するんですが、小・中・高を通じた英語デジタル教材「eスタディ」というのを県で独自開発して、小学生から高校生までが英語を学べるような、そういう教材も作成しております。

以上でございます。

○藤崎委員=このICT活用教育については絶対的に正しい取組だというふうに思います。この方向性でしっかりと歩みを進めて、これから社会に出ていく子供たちにとってなくてはならない、欠かせないツールを生かして、いかに自分の人生をより豊かにしていくか、壁を乗り越えていけるかという大事な教育だというふうに思つております。

ただ、そういう中で、一方で気になる面もあるわけであります。例えば健康面でいいますと、視力の低下は大丈夫だろうかとか、先ほど申し上げました記憶力であつたり、思考力であつたり、そういう面にはどういう影響があるんだろうかとか、性格でいうと、例えば持続的なチャレンジといいましょうか、探求心といいましょうか、そういう面でもどういう影響があるんだろうかというような心配もしているわけであります。このICT活用教育を進める中で、どのような課題があると考えているのかお伺いをいたします。

○古賀教育DX推進グループ推進監=児童生徒は一人一台端末の活用により自分のペースで学習し、学び方を自ら選択することができる。また、発表や話し合い、意見の整理や共同編集などで学びを広げ、深めることができ、主体的な

学びの実現に寄与していると思われます。さらに、デジタル教材などを活用すること

ることで、家庭でも学習できる環境が整い、いつでもどこでも学ぶことが可能となつております。

その一方、小中学生を対象とした全国調査からは、ICTを主体的に活用しているという実感が低い傾向が見られました。児童生徒がICTを日常的なツールとして、十分に活用する場面を増やしていくことが課題というふうに認識をしております。

また、AIをはじめ、デジタル技術の進展に伴い、教員のICT活用指導力を継続的に高めること、子供の情報活用能力の育成をさらに推進していくことも必要だと考えております。

以上でございます。

○藤崎委員＝確かに言わるとおり、今また新たなAIという、本当にびっくりするような、正直、私自身も何か分からぬときはスマホに言って答えをAIが出してくれる、そういうふうに参考にしているのもこれは事実でありますから、本当に物すごく便利な時代になつたなというふうに思います。

こういったツールを子供たちが正しく使いこなせるようにするには、やはり学校現場の先生方の指導力というのが非常に求められると思います。先生たちも新しいことに絶えず取り組まなきやならないということで本当に大変だろうなというふうに察しますけども、ICT活用教育に今後どのように取り組んでいくのか、結びに質問をいたします。

○古賀教育DX推進グループ推進監＝デジタル技術が急速に進展する中で、子供たちが新しい技術を活用し、多様な視点から課題を解決する力を育んでいくたいと考えております。

先ほどの課題につきましては、ICTを先生の指示の下で使うだけではなく、必要に応じて、いつでもどこでも主体的に活用する学習スタイルへの転換が必要

要であると認識しております。

一方で、委員も初めにおっしゃいました読み書きといった学び、これとICTを活用した学び、その両方のよさを教員が理解し、学習過程や学習場面に応じて使い分けたり、また、子供たちが自分の学びのスタイルに応じてそれを選択したりといったことを進めることが重要であると認識しております。

こういったことを実現するために、教員が授業全体をしっかりとデザインできるよう、市町教育委員会とも連携しながら教員研修の充実や意識改革をさらにつけていきたいと考えております。

○藤崎委員＝ありがとうございます。とにかくこの方向性というものは非常に大事だと、骨太に力強く前へ進めていくてほしいというふうに思います。

あわせて、これから社会、今の子供たちが私たちの世代というのはまだまだ先ですけれども、大人になつたときにどういう社会になつていてるだろうか。背景が全然違うというのは間違いありませんから、今そういったスキルをしっかり身につけさせるということは大事だというふうに思います。

その中で、どうしても私自身が自分の経験の中から、ある意味狭い視野で物事を考えてしまいがちですけども、勉強方法についても、やはり基本のところをしつかり何回も何回も書くことによって、気づいたら初めての問題も解けるようになつていたというような経験もありました。

つまり、基本、基礎の部分を、例えば公式なりなんなりを、そういった基本のところを理解できると応用が利くといいますか、そして、一つのことを記憶すると柔軟に物事の答えが出てくるような経験もあったというふうに思つてゐるわけとして、そういう意味で読み書きの部分、これが実は非常に大事じゃないかなと思っていますので、引き続きこういった点においても、学校現場におかれはしっかりと指導していっていただきたいということを申し上げて、

質問を終わります。

○古川委員長＝暫時休憩します。十二時五分をめどに委員会を再開いたします。

午後零時二分 休憩

午後一時五分 開議

○古川委員長＝委員会を再開します。

休憩前に引き続き、質疑を行います。

○池田委員＝どうも皆さんこんにちは。ただいま委員長に発言の許可を得ました「自由民主党ネクストさが」会派の池田正恭でございます。

本日の文教厚生常任委員会では四間にわたり質問していきたいと思いますので、どうかよろしくお願ひいたします。

それでは、質問に入つていただきたいというふうに思つております。

まず、第一問目ですけども、精神障害のある方の家族への支援について伺いたいと思います。

精神疾患は、幻覚や妄想を主な症状とする統合失調症や、躁状態や鬱状態を繰り返す躁鬱病をはじめ、多岐にわたり、症状が多様であるとともに、患者本人が症状を自覚しにくいという特徴があるというふうに思つております。

こうしたことから、精神障害のある方が医療機関を受診し、治療を継続するためには、周囲の方々のサポートが不可欠であるというふうに思います。

また、治療期間も長期にわたることが多く、精神障害のある方の最も身近にいる家族は、本人の症状により、一様ではないますが、様々な不安や悩みを抱え、孤立しがちになるのではないかと考えています。

私は精神障害のある方の家族への支援について関心を持っており、今年九月に精神障害のある方の家族が主な会員である佐賀県精神保健福祉連合会の理事会に参加させていただきました。理事会では、精神障害のある方に対する対応の難しさや、地域の方々への精神障害に関する継続的な理解啓発の必要性などについて意見交換がなされており、家族の切実な気持ち、思いをうかがい知ることができ、精神障害のある方の家族への支援の大切さを改めて感じたところであります。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、精神障害のある方の人数の推移について伺います。

県内の精神障害の方の人数の推移はどうなつてているのか伺います。

○田中障害福祉課長＝県内の精神障害のある方の人数については、毎年度末時点の精神科病院に入院中の方と、精神科への通院に對して助成する自立支援医療を受給されている方の数を合わせた人数として把握しております。

直近三年の人数の推移を申し上げますと、令和四年度は一万七千八百八十五人、うち入院が三千三百九十三人、通院が一万四千四百九十二人、令和五年度が全体で一万八千五百四十八人、うち入院が三千三百三十三人、通院が一万五千二百十五人、また、令和六年度になりますが、こちらは全体で一万八千八百六十人、うち入院が三千三百六十人、通院が一万五千五百人となつております。またあと、通院する方が増えている主な要因としましては、メンタルヘルスの意識の高まりによる鬱病、躁鬱病などの気分障害の方が増えていることや、正しい知識や理解が広がってきてることにより発達障害の方が増えていることなどが考えられます。

なお、ただいま申し上げました自立支援医療の申請を希望されていない方だとか、あと、本人や家族の意向により精神科医療機関につながっていない方も一定数いらっしゃると思つておりますし、精神障害のある方の実際の人数は、今申し上げたものよりも多いと認識しております。

以上です。

○池田委員＝今、お話をお聞きして、やっぱり年々増えていると。増えているということは、いろいろ家族の方もお分かりになつて病院に診せていらっしゃるというところもあるというふうに思つておりますけども、それでは次に、こ

の精神障害のある方の家族の困り事等について伺いたいと思います。

精神障害のある方の家族は、どのような困り事があるのかについて伺いたいと思います。

○田中障害福祉課長＝私ども障害福祉課のほか、保健福祉事務所や精神保健福祉センターが精神障害のある方や、その家族とやり取りをさせていただく中で、家族からは様々な相談や困り事を聞いております。

精神障害のある本人との関係でいきますと、精神科に連れていただきたいが、本人が病気ではないと言い、受診させることができない。あと、本人の幻覚や妄想などの症状に対して、どのように関わっていけばいいのか分からぬ。あと、過去に病状のために暴力とか暴言などを吐かれて、今後一緒に暮らすのが怖いといったものとか、あとは、本人は病気のため仕事が長続きせず、本人の将来を考えると不安といったものがございます。

またあと、家族自身のことで申し上げますと、精神障害のある本人中心の生活になり、自分自身の健康や仕事、趣味などを考える余裕がないといったもの。あと、本人にお金がかかるため、自分の老後の生活が心配といったものがございます。

また、周囲との関係で申し上げますと、本人の病気のことを周囲の人々に相談

しづらいとか、本人の治療や本人への関わり方について、ほかの家族と意見が合わない。あと、周囲の方の精神障害に対する知識や理解が十分ではないこともあり、本人の甘えではないかと思われることもあってつらい思いをする、そういうしたものなど、精神障害のある方の家族は、本人に対することだけではなく、家族自身、周囲との関係など、様々な困り事を抱えられております。以上でございます。

○池田委員＝分かりました。

やはりいろいろ家族の方、本人さんが病院に行かないとかいうようなところ

も大分あるんじやなかろうかというふうに思います。やはり家族がいろいろ言つても、自分は自分なりに立派にしているんだよという思いがあるんじやなからうかと思いますけども、そういうことでも家族の方は非常にお困りになつてゐるんじやなかろうかというふうに思つております。いろいろ家族の方の声を聞きながら、やつていかなければいけないというふうに思います。

それでは次に、佐賀県精神保健福祉連合会に対する支援について伺いたいと思います。

精神障害のある方の家族にとって、佐賀県精神保健福祉連合会の存在は大きいものを感じています。佐賀県精神保健福祉連合会はどのような団体なのか、また、県として精神保健福祉連合会に対してどのような支援を行つているのか伺いたいと思います。

○田中障害福祉課長＝佐賀県精神保健福祉連合会は、昭和五十九年に設立された精神障害のある方の家族を主な会員とした団体であり、現在の会員数は七十四名となっております。

同会は、会員に対してはもとより、会員だけではなく、同じ立場で悩んでいる家族に対しても、住み慣れた地域でできる限り安心して生活ができるよう隨時相談に対応しております。

また、家族への支援にとどまらず、精神障害に関する普及啓発活動や、精神障害のある方自身の社会復帰、社会参加のための活動もされるなど、本県の精神保健福祉行政を推進する上でとても大切な団体です。

次に、県における同会への支援についてですが、県では、同会の活動が推進されますよう、同会に寄り添い、丁寧に御意見をお聞きしながら支援を行つております。

おりま

主なものとしましては、同会の運営活動費、こうしたものに対する約五割の補助を行つております、年間大体百四十万円ほど毎年補助をさせていただい

ております。

またあと、症状が悪化して本人が大声を出し、どうすればいいか分からぬとか、本人に病識がなく近隣の方とトラブルになると、そういった非常に対応が困難な事案がございまして、こうした事案に対して助言や関係機関との調整を行う。また、同会主催の精神障害のある方への対応力向上を目的としました研修会がございまして、そちらの研修会に講師として参加するなどの協力といつたものをさせていただいております。

また、最近ですと、令和五年度に同会から精神障害について多くの方々に知つてもうう機会をつくりたいと、そういう要望を受けまして、県から民生委員児童委員協議会の場で、精神障害の理解促進のための研修会の開催について提案をさせていただきまして、現在は複数の市町で同会による啓発活動が行われるようになつたところでございます。

○池田委員＝大体分かりました。

やはり県としてもいろいろな支援をされておるということで、ちょうど事務所が小城のほうにあるもんで、行きながらいろいろお話をさせてもらつていてんですけども、やはり皆さんがまとまりながら、いろいろな困り事も御相談されているということで、本当にそういう会にも県としても支援をしてもらつておるということで、今後ともどうかよろしくお願いします。

それでは、精神障害の理解促進について伺いたいと思います。

精神障害のある方が地域で安心して生活するためには、地域の方々の精神障害に対する理解が不可欠であると思いますが、精神障害への理解促進について、県としてどのようなことを行つてているのか伺いたいと思います。

○田中障害福祉課長＝先ほど委員もおっしゃいましたとおり、精神障害のある方が住み慣れた地域で自分らしく生活していくためには、地域住民の理解がと

ても大事です。

そうしたことから県では、県民に対する精神障害への理解のきっかけづくりとして、毎年度、佐賀県精神保健福祉協会をはじめ、日本精神科看護協会佐賀県支部、精神科病院、市町などと協力し、県民参加型の事業である「さがスマイルフェスタ」を開催しております。

令和六年度には「SAGA2024」の開催に合わせ、スポーツをテーマとして、精神障害のある方と参加者が交ざり合い、ボッチャ、モルック、ふうせんバレーなどのニュースポーツの体験をはじめ、元プロスポーツ選手や精神障害のある方、精神科医によるシンポジウムをサロンバスアリーナで開催したところがございます。今年度は来年一月に開催を予定しております。

また、今年十一月には、「ボートレースから」において、アートをテーマとした県民参加型の事業に新たに取り組み、参加者が障害のある方が日頃直面します身体的、精神的な不自由さや困難を体感する障害者疑似体験、こうしたものをはじめ、精神障害のある方とともにつくるバルーンアート体験、あと、障害福祉事業所の協力の下、オリジナルの缶バッジづくり、こうした体験を実施したところでございます。

参加者からは、精神障害のある方と一緒になつて様々な体験を楽しむことができた。スポーツやアートを通して、精神障害のある方を身近に感じることができた。あと、感覺過敏の疑似体験を実際体験したことによって、障害のある方の日頃の気持ちや感じ方が少しは理解できるようになつた気がすると、そういった声をいただきました。

今、申し上げましたような取組のほか、県民を対象としました統合失調症や鬱病、依存症などの精神疾患について学ぶ研修会などを行つております。精神障害に対する正しい理解の普及啓発に努めているところでござい

ます。  
以上です。

○池田委員＝今、いろいろお話をされておりましたけども、やはり地域の方が理解をして、いろいろ一緒になつて、先ほど言われましたボツチヤとかモルツクとかしていくのも、本当に楽しい場だというふうに思つておるところであります。

それでは、この質問の最後になりますけども、今後の精神障害のある方の家族への支援について伺いたいと思います。

精神障害のある方の家族への支援について、今後どのように対応をしていくのか伺いたいと思います。

○田中障害福祉課長＝精神障害のある方の家族は、様々な困り事や悩み事を抱えられており、精神障害のある本人同様、きめ細かな支援が必要と認識しております。そうした認識の下、県では家族への支援として大きく二つのことに取り組んでおります。

一つ目は、家族が精神障害のある方本人とよりよい生活を送つていくための支援であり、主なものとしましては、精神疾患の正しい理解や適切な対応を学ぶための家族教室の開催、本人を医療機関につなぎ、必要な治療を継続するための個別相談や家庭訪問による助言、本人が適切な医療・福祉サービスを受け、安定した生活を構築するための、市町や関係機関が参加する支援会議の開催といつたものがござります。

二つ目は、家族が御自身の生活を充実させるための支援でございまして、主なものとして、家族同士だからこそ話せる分かち合いの場の開催、これは家族同士で話されるものです。あと、家族の精神的ケアのための個別相談や家庭訪問、家族が自らの趣味や楽しみを見つけてもらうためのニーズに応じた情報提供などの支援、そういうものに取り組んでおります。

もつとも、こうした支援は一過性のものではなく、継続して取り組んでいかなければならぬと考えております。今後も、家族の会である佐賀県精神保健福祉連合会はもとより、精神障害のある方と、その家族の身近な相談窓口である市町や医療機関、障害福祉サービス事業所などの関係機関としつかり連携を取りながら、引き続き家族の気持ちに寄り添つた取組を行つてまいります。

以上です。

○池田委員＝どうもいろいろありがとうございました。やはり精神障害を持たれる方の家族への支援というのも非常に大事なことだというふうに思つております。今御答弁されたように、今後ともどうか家族の方の支援についてもよろしくお願いをしたいというふうに思つておるところでござります。

それでは、第二問目の介護現場の働きやすい職場づくりの支援についてといふことで伺つていきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

佐賀県における七十五歳以上の高齢者は、一〇三五年、令和十七年頃まで増加すると見込まれており、私の身の回りででも今、高齢者が増えているというふうに感じておるところであります。

介護の現場からは、利用者の抱え上げや部屋の見回り、手書きでの記録作成等による職員の負担が大きく、離職しないか心配といった声をよく聞いており、地域や施設で暮らす高齢者が、今後安心してサービスを受けることができるのか心配をしています。

日本の高齢化が進行する中、介護業界では深刻な人材不足が問題となつています。特に地方では人材確保が難しく、介護職員の高齢化も進行中です。このような状況下で、介護現場の業務効率化や職員の負担軽減が急務となつています。

こうした中、県においては、「第九期さがゴールドプラン<sup>21</sup>」において、今後必要となる介護人材を確保していくための、介護現場の生産性向上、いわ

ゆる業務効率化と業務負担の軽減に特に力を入れて取り組まれています。

この取組の一環として、令和七年九月には「さが介護業務効率化サポートセンター」を開設し、業務効率化等に関する研修会の開催や伴走支援など、介護現場の働きやすい現場づくりを支援する取組を始められたというふうに聞いています。

また、今議会において、「介護現場における先進機器導入支援事業費補助」を増額して、業務の改善や効率化等を推進し、職員の負担軽減やサービスの質の向上を図るために補正予算が提案をされておるところでござります。

そこで、次の点について伺いたいと思います。

まず第一点目として、介護現場の負担軽減について伺います。

初めに介護職員の負担の現状について伺いたいと思います。

介護現場においては、職員の身体的、事務的な負担が大きいと考えていますが、県として現状をどのように考へておられるのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝令和五年度に県が行つた介護サービス事業所実態調査において、介護従事者に、「働く上での悩み、不安、不満等を尋ねたところ、「身体的負担が大きい」が三一・四%、「介護記録の作成など事務作業が多い」が二四・八%という回答がありました。

現場からも、抱え上げによる腰痛を訴える職員がいる、高齢の職員が多く、介護記録ソフトなどのICTに苦手意識がある、書類が多く負担が大きいといつた声を聞いており、介護現場では身体的、事務的な負担がある状況と認識しています。

また、令和六年度に介護労働安定センター佐賀支部が行つた介護労働実態調査において、ベッドから車椅子への移動、見守りなどを支援する介護ロボットやICT機器などのテクノロジー機器を導入したところ、「昼間の業務負担が軽減した」が四九・一%、「夜間の業務負担が軽減した」が四〇・四%、「勤

務時間が短縮した」が三六・三%などの効果があつたという回答があつています。

機器を導入した現場からも、腰痛が原因で離職する職員がいなくなつた、見守りセンサーにより、不必要的見守りが減つたなどの声を聞いており、身体的、事務的な負担の軽減にはテクノロジー機器の導入が効果的と考えております。

以上です。

○池田委員＝分かりました。今言われるよう、やはり車椅子に乗つておられる方を移すというのは非常に力が要るというかですね。実は私の父も車椅子に乗つとつたもんで、車に乗せるときも、一人でどうかなという具合にやっぱりあるんですね。そういうふうなを常日頃されている介護職員の方の現状がそういう具合というようなことで、いろいろお伺いをして、そして、機器導入等もされておるということで、非常に負担が少なくなつているんじやないかと思ひますけども、それでは、これまでの県の取組について伺いたいと思います。

今、若干申されましたけども、介護現場の職員の負担軽減のために、これまで県はどのように取り組んできたのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝現場の負担軽減のための介護事業所の取組を支援するため、県ではこれまで、ベッドから車椅子への移動を助けるスライディングボードなどの活用方法を学ぶ研修、業務効率化や職員の負担軽減につながるテクノロジー機器の導入経費の補助、介護事業所の働きやすい職場づくりを支援する「さが介護業務効率化サポートセンター」の設置などに取り組んできました。以上でござります。

○池田委員＝分かりました。いろいろな負担軽減に取り組まれておるというふうに思っております。

それでは次に第二問目として、「さが介護業務効率化サポートセンター」に

ついて伺いたいと思います。

「さが介護業務効率化サポートセンター」はどのような目的で設置し、どのような取組を行っているのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝介護事業所からの困り事に寄り添った支援を行う拠点として、令和七年九月二十九日に「さが介護業務効率化サポートセンター」を開設いたしました。

センターにおいては、業務の効率化や人材の定着等に関する相談対応、センター内のテクノロジー機器の常設展示、テクノロジー機器の試用貸し出しの調整、業務効率化の進め方などに関するセミナー・機器展示会、事業所が抱える業務効率化を進める上での課題の整理や解決策の検討などを継続的に支援する伴走型支援、先進的な事業所の取組を共有する地域単位での情報交換会に取り組むこととしています。

センターにはこれまで、高齢の職員が多い中でどのようにテクノロジー機器の導入を進めていかなければいかないなどの相談が寄せられています。こうした相談に対しても、ればよいか知りたいなどの相談が寄せられています。こうした相談に対しても、職員の納得感を高めるため、前後でアンケートをとつて改善状況の効果を見える化したらどうか、記録ソフトは実際に使用する職員が直感的に使えるソフトがよいなどの助言を行つております。一部事業所については、継続的に伴走型支援を実施していく予定としています。

以上でございます。

○池田委員＝いろいろ支援をされておるということで、やはり「さが介護業務効率化サポートセンター」の中ではいろいろなことを取り組んでいらっしゃるというふうにお伺いをしました。

それでは、介護現場における先進機器導入支援事業について伺いたいと思います。

初めに補助対象機器及び補助実績について伺います。

先進機器導入支援事業の補助対象となる機器はどのようなものなのか。また、これまでの交付実績はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝介護現場における先進機器の導入支援事業では、職員の身体的・事務的負担の軽減につながるテクノロジー機器を補助対象としており、例えば、先ほども申しました、ベッドから車椅子への移動などを支援する移乗支援機器、少ない人数で入浴介助が行える入浴支援機器、ベッド上の利用者の状態や、ベッドから降りたことを検知し、離れた場所の端末やモニターで確認できる見守り機器、介護記録等を専用ソフトやタブレット端末、インカムなどを使用して現場で入力できるICT機器などがあります。

この補助金は、毎年度、事業所に対して要望調査を行つた上で必要な予算を計上し、交付を行つてきたところです。この事業は令和元年度から始まり、令和六年度までの六年間で二百を超える事業所が約四・一億円の補助金を活用し、先進機器を導入しています。

介護ロボットはその用途から入所施設で使用されることが多く、補助金を使用していない施設も含め、約七割の施設で導入されています。ICT機器は、入所、訪問、通所など幅広い事業所で活用されており、補助金を活用している事業所も含め、九割以上の施設で導入されています。

ただし、機器には様々な種類があり、また、入所者のベッドに敷く見守り機器や、職員が携帯するタブレット端末など、施設によって複数台導入が必要な機器もあります。このように、複数台必要な機器もあることから、多くの事業所では段階的に導入を進められており、今後も引き続き支援していく必要があると考えております。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。事業者の要望を聞きながらいろいろな機器を購入

しているということですが、それでは、今回増額補正を行う理由について伺いたいと思います。

先進機器導入支援事業について、この十一月議会のタイミングで増額補正を行つておる理由というのは何なのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝事業を開始した令和元年度と比較して、令和六年度の交付額は約八倍と大きく増えており、当該補助金へのニーズは非常に高いものがあります。

令和七年度も要望調査を行つた上で予算を計上していましたが、交付前に改めて要望調査を行つたところ予算額を上回る要望があり、超過分についても国

の財源を活用する見込みが立つたことから、今回の議会で増額の補正予算をお願いしているものでございます。

なお、県が九月に「さが介護業務効率化サポートセンター」を開設することを、関係団体などを通じて広く周知を行つたことも、予算額を上回る要望につながった要因の一つではないかと考えています。

○池田委員＝もう一回聞きますけれども、要するに令和七年度の予算案を作成する前にいろいろな聞き取りをしどつたけれども、今回交付をするようになつたら、まだいろいろ要望が多く出ってきたというような感じになるわけなんかね、今回補正をしているのは。

○山口長寿社会課長＝当初予算を上げる前に、事業者の方から確認をしてこ

れぐらいというふうに予算要望をしておつたところだったんですけども、実際に交付前に改めて要望調査を行つたところ予算額の要望があつたため、今回、増額補正をお願いしているところでございます。

○池田委員＝分かりました。

それでは、この質問の最後ですけれども、今後の取組について伺いたいと思

います。

介護現場の職員の負担軽減のために今もいろいろ取り組んでいらっしゃいます。すけれども、今後、県としてどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○山口長寿社会課長＝サポートセンターについては、今年度から取組を開始した事業であるため、まずは今年度の事業に着実に取り組んでいきます。

先進機器の導入支援事業などその他の取組についても、現場の声を丁寧に聞き、より効果的な取組になるよう、必要な見直しを行つてていきます。

介護を必要とする高齢者が今後も増えていくと見込まれる中、介護現場の職員の負担を軽減し、働きやすい職場づくりを支援することで、将来に向けて必要な介護人材の確保を図り、高齢者の皆様が安心して介護サービスを受けることができるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。いろいろ今お伺いしましたけれども、本当にありがとうございます。今後も、介護を必要とする高齢者というのはやはりどんどん増えてくるんじやなかろうかというふうに思つております。そのためにも、介護現場の働きやすい現場づくりの支援についてもよろしくお願いをしたいと いうふうに思つております。

それでは、次に第三問目として、男女共同参画基本計画について伺いたいと 思います。

この男女共同参画とは、誰もが社会の対等な構成員として自らの意思によつて、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、共に責任を担うこ とだというふうに思つております。

最近は、自分の周りでも育児休業を取得する男性をよく見かけるようになり

ました。昔は男性が育児休業を取得することはまれで、そういう職場の環境は整つていなかつたように思いますが、今は随分と変わってきたように感じています。私自身も、育児休業なんか取つたことなかつたんですけども、本当に変わってきたなど。

というのは、先日、地域の子育て世帯を対象とした運動会に参加したところ、平日にもかかわらず会場には若い男性が多く見られ、子育てに対する男性の意識が変わつているというようなことを実感しました。男性が育児休業を取得したり子育てに参画したりすることは、男女共同参画の推進につながり、非常に大切なことだというふうに感じております。

その一方で、地域によつては家事や育児などの家庭内での負担が女性に偏つており、仕事と家庭を両立させることが難しかつたり、女性の学びや社会進出につながりにくかつたりすることもあり、そういうことを背景にして、若い女性が仕事や教育の機会を求めて都市部に移り住んでしまうケースもあると聞きます。

女性の流出が続けば、地域の未来を担う人材の確保が難しくなり、地域の発展にも大きな影響を及ぼすことから、地域に女性が定住し、活躍できる環境を整えることが大変重要なことだと考えています。男性も女性も家事や育児に関わることが当たり前の社会になることは、働く女性が仕事を続けやすい環境にもつながるというふうに思います。

女性が地域に定住し社会で活躍できることは、地域の活力にもつながつていいと考へております。男女共同参画基本計画は、男女共同参画を推進し、誰もが生き生きと活躍できる社会を目指す上では、まさに指針となるものであるのではないかでしょうか。次期計画を策定するに当たっては、広く県民の声を聞くことで、実効性のある計画になることを期待しています。

まず第一点目として、現在の計画について伺います。  
初めに男性の育児休業の位置づけについて伺いたいと思います。  
現在の計画では、男性の育児休業についてどのように位置づけをされているのか伺いたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝お答えします。

第五次佐賀県男女共同参画基本計画は、女性の社会参画が進み、男女が共に認め支え合いながら、個性や能力を十分に發揮できる社会を目指すという観点から、令和三年に策定したものでござります。

池田委員のおつしやるとおり、佐賀県は共働き世帯の割合が高い中で、家事や育児の負担が過度に女性に偏つてゐる状況でございます。男性の家事、育児への積極的な参加を促すことで、女性が仕事と家庭を両立し、生き生きと暮らすことができるようになるだけでなく、男性にとつても仕事と家庭の両立、また、男女共に暮らしやすい社会の実現につなげていきたい、そのような考え方で、男性の育児休業の取得促進に力を入れることとしているものでございま

す。

男性の育児休業の取得が進みますと、例えば、働きたい女性が自身のキャリアを諦めずに済みますし、男性も子供の幼少期から育児に関わることができ、子供の成長に深く関わることができます。

また、職場においても、育児休業を取得するための業務の見直しが効率化や生産性の向上につながつたり、また、育児の経験から生まれる多様な視点や考え方の掛け算からイノベーションが生まれるなど、組織の持続的な発展にも寄与するといった様々な波及効果も期待できるものと考えております。

以上でございます。

○池田委員＝いろいろなことで計画をしながら実行をされておるということでお、本当にいいことではなかろうかというふうに思つております。

それでは、男性の育児休業の取得状況について伺いたいと思います。

現在の男性の育児休業の取得状況はどうなっているのか、分かる範囲で結構ですけれども、お伺いしたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝県が令和六年度に行つた調査では、回答をいただきました県内企業における男性の育児休業取得率は、令和五年度調査の二八・三%から一七・五ポイント上回りまして、四五・八%となるなど、取得率は向上しております。

以上でございます。

○池田委員＝四五・八%と大分増えてきて、非常にいいことじやなかろうかというふうに思つております。

それでは、やはり四五・八%、まだまだ取つてもらいたいというふうに思つておりますけれども、男性の育児休業の取得促進について伺いたいと思います。

男性の育児休業の取組促進に向けて、県としてどのように取り組んでいくのか伺いたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝男性の育児休業の取得促進に向けては、主に男性に対する意識啓発と、また、企業の理解促進の二つに取り組むことが重要だと考えております。

男性に対する意識啓発の取組では、妻が妊娠期にある夫を対象に、「マイナス一歳からのイクカジ推進事業」をしているところでございます。

具体的には、家事、育児の心構えや育児休業の取得の仕方などを紹介します。佐賀県版父子手帳「SAGA PAPA POCKET BOOK」と申しますけれども、こちらの手帳を配布したり、また、赤ちゃんの沐浴体験などをお父さんのほうに、プレババに行っていただくような両親学級の開催などにも取り組んでいるところでございます。

また、企業の理解促進に向けた取組では、男性の育児休業を取得しやすい職

場の雰囲気がつくられますよう、男性従業員が十四日以上の育児休業を取得した事業所に奨励金を交付する「SAGA PAPA育休アシスト奨励金事業」を実施しております。

このほか、今年度は佐賀県がプロジェクトリーダーとなりまして、九州知事会と経済界と一緒に、男性の育児休業取得に対する機運醸成の取組を九州全体で行うこととしております。

具体的には、企業が男性の二週間以上の育児休業の取得を目指すことを宣言する「イクドリ！宣言」を推進することにしております。これらの取組を通じて、男性の育児休業の取得を促進し、家事、育児を楽しみ、子育てのすばらしさを実感できるような佐賀県を実現していきたいと考えております。

○池田委員＝本当にすばらしい取組だというふうに思つておりますし、企業のほうも取り組んでくれるというようなことで、非常にいいことではないかと。それで、先ほど言わされましたように、十四日以上取つたところに、奨励金とかそういう制度もあるということで、本当にいいことではなかろうかというふうに思つております。

それでは、次期計画の策定について伺いたいと思います。

まず第一点目として、女性の活躍推進について伺いたいと思います。

女性が地域に定住し、活躍できる環境となるためには、どのようなことに取り組む必要があると考えているのか伺いたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝女性が生き生きと暮らすことができる社会づくりを進める上で課題としましては、知事が本議会における提案事項について説明する際に申し上げましたとおり、長い時間をかけて築かれてきた男性を中心とした社会システムや、そうしたものに慣れた人々の意識などが、無意識のうちに行動や判断に影響を与えていることも多いことがあると

思っております。

男性は仕事、女性は家庭といった固定的な性別役割分担の意識や、女性に向いている仕事はこういうものだ、男は仕事をして家計を支えるべきだといった無意識の思い込み、アンコンシャス・バイアスの解消に、これまで以上に取り組んでいくことが大切だと考えております。

また、働きたい女性からは、キャリアアップやビジネスの幅を広げるために女性同士のネットワークを広げたいといった声も聞かされましたので、県内での起業を考えている女性や、キャリアを重ねていきたいと考えている女性を対象に、自己啓発セミナーをしたり、また、働く女性同士の交流会などを通じたネットワークづくりの場、また、様々な分野で活躍するロールモデルと出会えるような場をつくることで、自分自身の生き方のイメージを持つて、思い描いたキャリアや未来の実現に向けて女性たちが進んでいけるように、後押しをしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○池田委員＝やはりいろいろ女性同士のネットワークづくりとか、交流会とか、そういう場をつくりながら、いろいろな話をしていきながらすることも大変いいことではなかろうかと思つておりますし、そういうのをどんどん考えていてもらいたいというふうに思つております。

それでは、県民の意見については、どのように計画に反映していくのか伺いたいと思います。

県民の意見については、どのように計画に反映していくのか伺いたいと思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝お答えいたします。

たします。

次期計画の策定に向けては、現在、男女共同参画社会づくりのための佐賀県民意識調査を実施しているところでございます。このような中で、固定的

な性別役割分担や、また、女性の健康課題に対する意識などについて県民の皆様のお考えのほうを聞いているところでございます。

また、若年世代など、働く女性をはじめ男女共同参画に携わっていた大いなる団体などの関係者の皆様からもお話を聞いておりまして、計画の素案を今後策定することとしております。

また、計画の素案を策定した後は、佐賀県男女共同参画推進審議会のほうでも御意見を伺いまして、またパブリックコメントなども行いながら、計画のほうへ反映をさせていきたいと思っております。

以上でございます。

○池田委員＝やはり今のように、県民の意見を反映してもらいたがるつくついてもらいたいと思います。

それでは、次期計画策定に向けた考え方について伺いたいと思います。

男女共同参画のさらなる推進に向け、どういう考え方を持って県として計画を策定していくのかお伺いしたいというふうに思います。

○大串男女参画・女性の活躍推進課長＝お答えします。

次期計画の策定に当たりましては、人々を取り巻く社会や環境の変化というものを反映させていきたいと思っております。例えば、生理痛や更年期の症状などは、これまで話題にすることがタブー視されてきておりましたけれども、今はもう社会で解決すべき課題として取り上げられるようになってきております。

女性の健康課題のケアを取り組むフェムケアは、単に女性の健康課題の解決だけではなくて、社会に活力を生む土台となるものとして考えていきたいと思つております。

また、働きながら子育てをしたい人とか、仕事を優先したい人、また趣味を大切にしたい人など、一人一人、人生の希望は様々でございます。性別にかか

わらず、誰もが自分の考えで人生を選択していくように多様な価値観を尊重していきたいと思っています。

また、女性が生き生きと暮らすことができるよう後押しするということは、男性を含めて、一人一人が輝く佐賀県を目指す上でも大切な視点だと思っております。そのための大切な指針として、県民の声や地域の実情を踏まえた実効性のある計画を策定し、男女共同参画の取組をさらに進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○池田委員＝ありがとうございます。やはり県民の声や地域の実情を考えながら、この男女共同参画基本計画についてはよろしくお願ひをしたいというふうに思っております。

それでは、最後の第四目についていきたいと思っております。第四問目は、チーム佐賀・オール佐賀で支える部活動改革について伺いたいと思います。

部活動は、生徒の体力や技能の向上に資するだけでなく、責任感や連帯感の涵養など、生徒にとって多様な学びの場となつてていると思います。

一方、少子化や働き方改革など多くの課題を抱えており、これらの課題は、学校だけでは解決することが難しくなつてきてていると思います。しかし、少子化の進行に伴う部員数の減少により、特に団体競技では以前のように単独の学校で部活動を行うことが難しくなるなど、部活動を取り巻く環境が大きく変わつてきていると思います。

先日も私の地元の中学校のほうに行つたら、先生どうですかと言つて話を聞いたら、やはり子供の数が減つてるので、なかなか難しいですねと。まあ、考えたら、私たちの時代は九クラスあつたのが今は五クラスぐらいしかないということで、部活動の数は一緒なんですかとも、やはりそういう面から考えれば、当然難しくなつてているというふうに思つております。それに加えて、働

き方改革が叫ばれる中、部活動の指導を行う先生方の待遇についても見直す必要があるというふうに思つております。

こうした中、国は部活動改革の方向性として、令和十三年度までに、休日ににおける原則全ての部活動の地域展開を目指すとして、その取組が進められています。しかしながら、地域によつてはクラブの受け皿のありなし、指導者の確保、移動手段の確保など様々な課題があり、安易に地域展開を最終目標とすることは疑問を持つています。

県教育委員会では、これまで取り組んできた「SAGA部活」と称する部活動改革を、最近は「チーム佐賀・オール佐賀で支える「SAGA BUKATSU PROJECT」と新たに銘打ち、その取組を加速させると聞いています。

そこで、県内の部活動改革の現状や今後の県教育委員会の取組等について伺いたいと思います。

それではまず第一点目として、最初に県内の部活動改革の現状について伺います。

県内の中学校における部活動改革の現状はどうなつているのか伺いたいと思います。

○江口保健体育課長＝県教育委員会では、部活動が生徒と教職員双方にとつて望ましく持続可能なものにするために、国の動きに先立ち、令和三年度から議論を重ね、令和四年度から六年度までを「SAGA部活」第一期推進期として県と市町が連携し、先行事例をつくり出ことに注力をしてまいりました。

「SAGA部活」は、これまでどおり学校単位で活動する従来型の部活動のほか、複数の学校から集まる方式や地域スポーツ施設を利用した方式、平日は学校、休日は地域クラブで活動する方式など、一つの形にこだわらない佐賀オリジナルの十一のモデルパターンを示したことが特徴であります。

具体的には、みやき町では町内三つの中学校の女子剣道部が「みやき中」という名称で一つになつて拠点校で活動したり、多久市の東原庠舎中央校と東原庠舎東部校のサンカー部が、休日と水曜日、木曜日は一つのクラブとして活動し、それ以外の日はそれぞれ学校部活動として活動を行つたり、また、白石町では、白石中学校陸上部が地域クラブ化した「白石アスリートクラブ」として活動する事例など、各市町の実情に応じた様々な先行事例が生まれております。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。今、中学校では、試合とかいろいろ見たら、各中学校の名前が合同で入つたような格好で、どうしよるかと聞いたら、先ほど言われたように、通常の練習は自分の学校でして、空いたときに集まつてやるというような、土日なんかは分かりませんけれども、集まつてやるというような話を聞いております。

それでは次に、部活動の地域展開における指導者の確保について伺いたいと存ります。

部活動の地域展開を進めるに当たっては、指導者の確保が重要だと思いますが、県教育委員会ではどのような取組を行つていくのか伺います。

○江口保健体育課長＝委員御指摘のとおり、教育委員会でも部活動改革を進める中で、指導者確保が重要と認識しております。

そこで、教育委員会では、佐賀県スポーツ協会との連携や退職教職員、大学生等への協力依頼を行うほか、指導者確保やマッチング業務を外部にも委託して、市町からの相談に柔軟に対応できるようにしております。

また、私立中学校や県立高校からも問い合わせがあつており、実際に公認スポーツ指導員の名簿から紹介したり競技団体につないだりしたケースもあるなど、指導者の確保については幅広く対応しているところでございます。

以上でございます。

○池田委員＝やはり退職の教職員さんとか、いろいろな先生たちの退職者とか、当然、指導者の確保は非常に重要なことですので、これについても、今後ともいろいろ考えていつてもらいたいというふうに思つております。  
それでは、この部活動改革に対する県教育委員会の支援について伺いたいと思います。

部活動改革に対し、県教育委員会はこれまでどのような支援を行つてているのか伺いたいと思います。

○江口保健体育課長＝県教育委員会では、令和五年度からSAGA部活推進総括コーディネーターを配置するとともに、府内関係部局や関係団体等と構成する「チームSAGA部活」を発足させ、部活動改革に向けた意識合わせを行つてきたところでございます。

また、同コーディネーターは、市町を訪問して助言等を行うとともに、市町の担当者を集めて情報の共有や意見交換を行う市町連絡協議会を年二回開催するなど、県と市町が一体となつた連携強化に努めています。

そのほか、部活動改革を進めることで、指導に携わる外部からの指導者も増えることから、安全研修やジュニア期に特化した指導方法等を学ぶ研修会を開催したり、子供たちのやりたい気持ちを後押しするため、トップレベルの選手やコーチを招聘し、質の高い指導に触れる機会を提供したりするなどの取組も行つております。

以上でございます。

○池田委員＝分かりました。市町との連携というのも当然必要だというふうに思つております。そういうような連携をしながら、支援を行つていつてもらいたいと思つております。  
それでは、部活動改革における課題について伺いたいと思います。

県教育委員会として、これまでの取組を通じてどのような課題があると認識

しているのか伺いたいと思います。

○江口保健体育課長＝第Ⅰ期推進期の三年間で、それぞれ地域の実情に応じた先行事例が生まれたり、今後の方向性が定まつたりしてきた市町も徐々に増えてきているなど、その成果は着実に出始めております。

一方で、部活動改革の具体的な方向性がなかなか見いだせない市町があつたり、部活動は学校単位で行われるもんだという固定観念などが障壁となつて部活動改革の議論がなかなか進まなかつたりするなどの課題も認識しております。そのため、市町間の進捗状況の差をなくすことや、部活動改革に対する地域や保護者への理解促進、意識改革に取り組むことが必要であると認識しております。

以上でござります。

○池田委員＝やはり今言われたように、地域や保護者、本当に意識改革も必要になつてくるんじやなかろうかというふうに思つております。そこら辺についても、十分に地域意識、市町と一緒になつて相談をしていつもらいたいとうふうに思つております。

それでは、最後に今後の取組について伺いたいと思います。

県教育委員会として、今後どのような取組を行つていくのか伺いたいと思います。

○江口保健体育課長＝令和七年度から令和九年度までの三年間を「SAGA BUKATSU PROJECT」第Ⅱ期加速期と位置づけ、今以上に県教育委員会と市町が連携を深めていくとともに、第Ⅰ期推進期の先行事例を横展開しながら、市町の主体的な部活動改革につながるような取組を強化してまいります。

具体的には、市町に寄り添いながら課題を整理し、解決に向けて支援するとともに、県内外の好事例等を紹介、共有するなど、各市町の実情や特徴に応じ

た助言等を行つていくこととしております。

さらに、地域や保護者に対しては、取組の理念や必要性を浸透させていくために、ロゴマークやキャッチフレーズ、分かりやすい説明やイラストで仕上げたコンセプトブックを活用するなど、共感してもらうための取組を、市町と共に進めてまいります。

県教育委員会では、佐賀ならではのアイデアで、これからも子供たちがスポーツや文化、芸術に触れられる仕組みをみんなで考える「SAGA BUKATSU PROJECT」を推進し、子供たちの笑顔のために今後とも邁進してまいります。

以上でござります。

○池田委員＝分かりました。やはり最後は子供たちの笑顔、スポーツや文化に対する笑顔を求めながら、「チーム佐賀・オール佐賀で支えるSAGA BUKATSU PROJECT」、これを本当に県民に知れ渡るようにどんどん進めていつもらいたいというふうに思つております。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○古川委員長＝これで質疑を終了いたします。

暫時休憩します。

午後一時五分 休憩

午後二時七分 開議

○古川委員長＝委員会を再開します。

これより討論に入りますが、ただいまのところ討論の通告はあっておりません。討論はないものと認めます。よって、討論を終結し直ちに採決に入ります。

○ 採 決

○古川委員長＝まず、甲第四十六号議案中本委員会関係分、甲第四十八号議案、乙第六十八号議案から乙第六十九号議案まで二件、乙第八十号議案から乙第八十一号議案まで二件、及び乙第八十七号議案から乙第八十八号議案まで二件、以上八件の議案を一括して採決いたします。

原案に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝全員起立と認めます。よって、以上八件の議案は原案のとおり可決されました。

次に、請第三号請願「佐賀県の子どもたちにゆきとどいた教育を求める請願」を採決いたします。

本請願を採択することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○古川委員長＝起立者少數と認めます。よって、本請願は不採択となりました。

○ 繼 続 審 査

○古川委員長＝最後に、九月定例会から引き続き審議中の

一、健康福祉行政について  
一、男女参画・子育て行政について  
一、教育の振興について

以上四件につきましては、諸般の検討が必要ですので、閉会中の継続審査と

いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○古川委員長＝御異議なしと認めます。よって、以上の四件についての継続審査を議長に申し出ることにします。

以上で本委員会に付託されました案件の全部を議了いたしました。

なお、委員会での質疑応答において、数字、または字句の誤り及び不適切な表現などありました場合は、適宜、委員長の手元で精査の上、訂正などを行うことにして御承認を願つておきます。

これをもちまして、文教厚生常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後二時十分 閉会

速 記 者 木 村 佐 知 子